令和元年度第4回浦安市自立支援協議会 議事録

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。 (例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

- 1. 開催日時 令和元年11月28日 (木) 13:30~15:30
- 2. 開催場所 市役所4階 会議室S2・3

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、浦安手をつなぐ親の会(副会長)

千葉商科大学、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、NPO法人フレンズ 社会福祉法人なゆた、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも 社会福祉法人サンワーク、NPO法人タオ、NPO法人千楽、介護給付費等の支給に関する審査会 株式会社オリエンタルランド、福祉部(部長)、こども発達センター、教育研究センター

4. 議題

- (1) 部会活動報告
- (2) 第七次千葉県障害者計画策定に係る意見について

5. 報告事項

- (1) 「第5回障がいのある人もない人も!かがやくまち うらやす」の結果について
- (2) その他

6. 資料

議題(1)資料1 部会活動報告

議題(1)資料1-2 相談支援部会の作成中の事例集資料

議題(2)資料1 第七次千葉県障害者計画策定に係る意見について

議題(2)資料2 第六次千葉県障害者計画(概要版)

議題(2)資料3 第六次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

報告事項(2)資料 障がい福祉に関数するアンケート調査(案)

7. 議事

事務局:これより第4回自立支援協議会を始めさせていただきます。

会議を開催する前に、会議の進め方について確認させていただきたい事項がございます。自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報にかかわる発言等につきましては充分なご配慮をお願いいたします。

なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いい たします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、 ご発言の際は挙手いただき、会長の「○○委員、お願いします」の発言の後に、団体名と氏名を述べて いただき、その後、発言をお願いいたします。

当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくださるようお願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

それでは、本日の資料について、事務局から確認させていただきます。

事務局: 事前にお配りした資料も含めて、確認いたします。

まず、次第、次に、議題(1)資料1部会活動報告の資料、議題(1)資料1-2相談支援部会作成中の事例集資料、また、議題2で使用する、第七次千葉県障害者計画策定に係る意見について、議題

(2)資料2県の現行計画の概要版、議題(2)資料3今の県の計画の進捗状況を記した横の資料、あと、報告事項資料、障がい福祉に関するアンケート調査の案ということでお配りしております。

不足しているもの等ございますか。

大丈夫ですか。

それでは、今後進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 会長:皆さん、こんにちは。

急に寒くなりまして、体に気をつけください。

議事進行を務めさせていただきます。

本日の議題は2件と、報告事項ということになっております。

まずは、議題1部会活動報告です。報告については、何について、どのような議題、論議があったか、 その結果、どのような結論に至ったか、継続審議で単なる報告なのか、意見が聞きたいのかなど、そう いったことを意識して報告いただければと思います。

では、権利擁護部会の活動報告について、サブリーダーのNPO法人タオからお願いします。

NPO法人タオ:第3回の権利擁護部会、10月31日に行いました。

議題1、第3回自立支援協議会の協議内容の報告ということで、事務局より報告がありました。質疑は、特にございませんでした。

議題2、第2回権利擁護部会の振り返りということで、障がいを冠にしたイベントの開催を継続する

という意見がまとまったことを確認しました。

その中で、前回作業部会で意思決定支援について話したんですが、こういうときに、本人部会の委員 さんに来てもらって、意見が聞けたらいいんじゃないのかという意見も出ました。本人部会の方の経験 談とか、支援者側の視点でない意見が聞けたらいいのではないのかということで、事務局からは、要請 すれば来てもらうことは可能と考えますということでした。こちら審議終了、自立支援協議会への報告 事項です。

議題3浦安市障がい者権利擁護センター、令和元年度上半期の実績報告でした。虐待の通報、差別の相談等についての上半期の対応状況、昨年度との比較等報告がありまして、特に質疑はありませんでした。

議題4福祉体験教室の報告、介助ボランティアグループのあいあいに、市内小学校での福祉体験教室の様子などを話していただきました。その中で、福祉体験教室の申し込みが、今年度は減少しているという話がありまして、理由が定かではないけれども、推測するに、認知症の学習、また、ITとか英語などの教育に重点が行き、スケジュールもいっぱいになってしまっているのではないかということで、これは各小学校に聞くよりも、教育委員会に話を聞いてみたいという話が出まして、その中で、そもそも権利擁護部会に教育委員会が委員として選出されていない、過去は選出されていたが、現在いないのは残念、いらっしゃったほうが深い議論ができるという意見が出ました。今後福祉体験教室の申し込みが減ってきてしまっている点について、教育委員会に聞いてほしい。こども部会には、出席しているので、話を聞いてみたいという意見が出ました。こちらは継続審議、自立支援協議会での審議事項ということになりました。

議題5その他、11月2日開催の「第5回障がいがある人もない人も!かがやくまち うらやす」のお知らせがありました。

議題6は作業部会で、若年世代に向けた障がいがある方への理解促進のための啓発活動、どういうことがあるか、グループに分かれて、各委員の立場でできること、部会としてできることについて協議し、 共有しました。審議終了、報告事項となっております。

以上です。

会長:ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問あればお願いします。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学:ご説明、ありがとうございました。

1つ確認です。報告事項の議題2、委員から意思決定支援について、本人部会の委員に来てもらいという提案があって、事務局の回答で、部会から要請することで来てもらうことは可能と考えると。ということは、理解としては、権利擁護部会で来てもらうということが一応決議され、今日の自立支援協議会で承認というふうに理解をしていいのでしょうか。この可能と考えるという意見を受けて、部会としては、どのように次に持っていくことになったのか、ご説明いただいてもよろしいですか。

会長:事務局、お願いします。

事務局:協議会の制度の説明として、他の部会の委員から意見を聞きたい、そういった事例があるのではないかということで、部会で協議いただいて、協議会を通して、各部会に出席を依頼することができるとご説明しました。権利擁護部会では、絶対来てもらうと決定するまでは至らなかったと思うので、本人部会の意見を聞いたらどうかということであれば、制度として、本人部会の委員に、もちろんスケジュールの都合等あると思いますが、ご出席を依頼することができますと答えさせていただきました。

以上となります。

会長:そのほかございますでしょうか。

では、私から。

議題3、虐待の通報や差別の相談、まさに権利擁護としての一番大切なところかと思うんですが、恐らく部会の中では、虐待の通報が何件あって、浦安市としては、県内の各市と比べて多いとか少ないとか、あるいは、事例についても、こういった事例があってという話があったと思うんですが、話せる範囲でもう少し具体的にお話しいただいてもよろしいですか。

事務局:今日資料を用意してきていないんですが、部会では平成31年4月から令和元年8月までの、5カ月間の速報値をお伝えしました。口頭になりますが少し具体的に報告すると、養護者による虐待の通報が12件、そのうち虐待ありと判断したのが5件、施設従事者等による虐待の通報の件数が6件、そのうち虐待ありと判断したのが2件、使用者による虐待の通報が2件ということになっております。

他の市と比較して多いか少ないかというのは、まだ、速報値で、どこも出していませんので、現状ではありません。虐待のデータに関しては浦安市の昨年のデータと比べ相談の件数は多いです。

差別については、本市では5カ月間で15件相談があって、市川市、市として受けているのは4件とか5件なので、浦安のほうが多い。人口は市川市が浦安市の約3倍なので、原因ははっきりとはわかりませんが、市川市の圏域には、保健所にも虐待、差別の解消の相談を受け付ける部署があって、市だけではなくて、そちらにも相談が行っているのかなと思います。ただ、その2つを足しても、浦安のほうが差別の件数としては、多いという現状ではあります。

簡単ですが、以上になります。

会長:ありがとうございました。

今回は、あくまでも速報値のお知らせで、その年度の終わりか次年度の始まり、どこかの段階では、 こういった数値、あるいは分析についても、協議会本会でご報告いただけるものと思っておいてよろし いですか。

事務局:はい。

会長:ということだそうです。よろしくお願いします。

そのほかございますでしょうか。

では、続いて、こども部会活動報告、リーダーの教育研究センターからお願いします。

教育研究センター:こども部会、第3回は10月28日に行われました。

議題1は、第3回自立支援協議会の協議内容の報告をしました。質疑等は、特にありませんでした。 続いて、第2回こども部会の振り返りと今後の事例検証の展開について、作業部会で事例検証を行っ た振り返りをしました。また、協議会本会から、こども部会で事例検証をした結果、連携マップなどは どうされますかと意見があったことに対して、今後、事例検証をすることは、自分たちの相談のスキル アップと、その後さらに形として残していけるようなものも、検討しなければいけませんがどうでしょ うかという話もしました。参加した委員の皆様からも、確かに必要であるということで、そのようなこ とも視野に入れながら取り組みましょうという話をしました。

資料にも書いてあるとおり、支援のために必要な情報の整理などを行い、令和2年度以降は、事例検 証の結果を図にまとめることを確認しました。

続いて、事例検証です。今回は、軽度知的障がいのある中学1年生の女子とこの家庭の支援ということで、架空の事例を使って、それぞれの所属の立場で支援について協議しました。詳しいことについて、サブリーダーよりお話いたします。

NPO法人千楽: 今、リーダーからもお話しありましたが、事例検証、私が作成した架空の事例を、3グループに分かれて、さまざまな立場、また、ふだんのお仕事の中から出せる情報などをもとに、この家庭をどのように支援していけばいいのかを話し合いました。

今、スクリーンにも表示されていますが、具体的にいろんな立場の皆さんから意見をいただく中で、相関図の周りに本当にたくさんの機関、情報が出てきました。一人で考えているだけでは、ここまでは出てこないのかなという実感とともに、私自身、客観的にグループワーク、皆さんで事例の家庭に対して、どういうアプローチができるか話されている姿を見て、1つの家庭にこれだけの皆さんがかかわっていたら、お母様としても、心強い場面なのではないかなと思いました。なので、引き続き、これからどのようにしていくか協議すると思いますが、こういった事例検証などを含めて、事例検証だけにとどまらずに、実際の支援につなげていくことが必要なのではないかと、私自身実感しました。

以上です。

教育研究センター:ありがとうございました。

参加者に学校の校長先生もいたんですが、これだけの相談の場所があったり、関係機関があることは、知らなかったということで、もっと自分たちも連携することや関係機関の役割を知って、子どもたちのために支援していきたいという話はありました。やはり、教育と福祉の連携が大事であるという話でありました。ありがとうございます。

続いて、4番目。その他として、今後行われるイベントのお知らせがありました。また、委員の中で、 千葉の南のほうに勤務する場所がある方がいらしたんですが、その方から、台風の被害で避難所に避難 してくる子どもたちの中に、障がいがあったり困難さがある子どもがいる場合、その子どもたちの支援 をするには、避難所のあり方が難しいと感じたという話がありました。そのことを受けて、他の委員か らも、今後こども部会でこういった緊急避難の場合も、障がいのある子どもたち、自閉のあるお子さん などは、多くの人たちが一緒にいる避難所においては、困難さをいっぱい抱くであろうということで、 場のつくりであるとか、必要なものは何かとか、そういうことも、また話し合いができたらいいですねということで、話し合いが終わりました。

以上です。

会長:ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学:追加のお願いというんでしょうか、議題4について、意見とお願いです。子どもたちの避難所利用の難しさと、今後の避難所ネットワーク構築の必要性についてということで、大事な切り口だと思っています。といいますのは、前にもお話ししたとおり、法律で要支援者名簿というものをつくることが義務化されて、自治体の97%が名簿はつくっていると。ところが、今回調べてみると、その名簿をきちんと活用できたかに関しては、二、三%しか活用し切れなかったということは、取り残されているんです。避難所に来られた方は、そこで名簿に記入をすると、支援が必要な内容だとかというのは、そこで酌み取れるんですが、今回、難しさを感じたということは、多分避難行動がとれた方なのかなと。

ということは、実は、避難行動にすらも移れなくて、地域に埋もれたままだった子どもたちが、数多くおられたのはなかろうかというところを、ぜひ今後の部会の活動の中でも深堀りしていただきたいというのが1つと、もう一つさらに大事なことは、行政の皆様方、やむを得ないのかもしれないですが、それぞれの管轄があるはずなんです。危機管理課や、福祉部が災害に対しての対応をそれぞれされていて、横串が刺されていなくて、特に支援が必要な子どもたちの情報というのが、ほぼ共有されていないのではないか。私の想像ですが、もし、そうであれば、ぜひ浦安市では、そういう支援が必要な方々、特に子どもさんの情報というのは、各担当される行政の窓口が共有した上で、しかるべき対応、一次避難所、次の二次避難所、二次避難所の機能についてどうなのかということをそれぞれの立場の行政の専門的な視点で、ご協議いただきたいなということ。これもあわせてコメントとしてお伝えさせていただきます。

以上です。

会長:ありがとうございました。

部会でさらに深い検討をされていってほしいと思います。

そのほかございますか。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、お願いします。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ:権利擁護部会で、お子さんたちに対する介助ボランティアグループ 「あいあい」の福祉体験教室の機会が減ったということが問題になったんですが、こども部会が10月28 日開催で、権利擁護部会は10月31日でしたから、まだ28日のこども部会の時に伝わっていないので、次 回のこども部会でもそれを議論していただきたいなと思います。

以上です。

会長:ありがとうございます。

部会同士の議題の行き来みたいなところもあったらいいのかなというご提案と承りました。 事務局の協力も要ると思うので、うまく連携をとっていただければと思っております。 そのほかございますでしょうか。

では、私からコメントになるんですが、先ほどの架空事例を使ったいろんな機関があることの認識、認知等、こういったところがつながれば、こういう事例は不安解消できるというシミュレーションというんですか、そういったものが、いざ事例に当たったときの非常にいい想定の練習になるのかなと。と同時に、こことここの連携がうまくいかないと、こういった事例に対応できないなというところが、練習問題としてできたのかなと思うと、各部会でも、似たようなことが行われるといいのかなと思いながら聞いておりました。大変意義深いワークショップをしていただきまして、ありがとうございました。 続いて、相談支援部会の活動報告をリーダーの社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともからお願

続いて、相談支援部会の活動報告をリーダーの社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともからお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも:第3回相談支援部会は、令和元年11月11日月曜日に開催しております。

議題としては3つです。

まず1つ目が、第2回、第3回目の自立支援協議会、この協議会本会で議論された内容の報告を部会で報告をしました。これについては、報告事項でしたので、審議終了という結果になっています。

2番目、相談支援部会では、現在、作業部会に多くの時間をとっております。先ほどこども部会でも報告がありましたが、架空の事例に基づいて相談支援の観点からの連携における初動チャート、事例集をつくるために、既に幾つか事例の検証を行いました。まずは、その振り返りをして、そもそもなぜ連携が必要なのか、今日、皆さんのお手元にもある、事例集の案ということで、このように可視化して、これを活用していく上での課題、意見交換をしております。

委員からの活発な議論、質問、提言がありまして、端的に言いますと、浦安に合った仕組みづくり、 事例集で整えるだけではなく、実行していく上でのあり方もセットで検討していく必要があるのではないかということが確認されております。

3番目、我々相談支援部会としては、先ほど申し上げたように、前提として、支援の初期段階の抱え 込みが困難ケースをつくり出すということで、先ほど横につながるというお話が防災のときに、千葉商 科大学からもありました、我々も多くの支援機関があるからこそ、横に最初につながっていくことの大 切さをみんなで確認していく上でも、最初に、非常に複合的な課題を抱えた事例を検証しました。

皆様のお手元にあります事例集の案の、架空事例1、2、3というのがそれにあたりますが、仮にこの事例集が相談援助の教科書の役を担うとするならば、困難性が低い事例もあったほうが、相談援助経験がまだ浅い方たちにも、わかりやすい事例集になるのではないかということで、身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方の初期対応ということで、今後さらに架空事例の検証を進めていき、相談支援の初動における頭の使い方、思考の流れみたいなものを可視化することで、浦安における一定程度のコンセンサスが、見える化されるのではないかと思っております。

この事例検証に付随した議論の中では、これを実際に実働させていく上での具体的なシステムへの提 言も出てきまして、それらも踏まえて、事例集をつくっていくことになるかと思います。

雑駁になりましたが、以上です。

会長:ありがとうございました。

ただいまのご説明に対するご意見、ご質問ございましたらお願いします。

私から1点、こども部会と同様に、架空事例で相談の中身を見える化というところで、1つの成果物としてすばらしいなと思いながら聞いていたんですが、相談支援部会では、一歩進めて、ここで見えてくる、例えば足りない社会資源とか、こう動きたいんだけれどもできない、その阻害物とか、そういったところも含めて明らかにしていくと、地域課題の見える化にもつながっていくのかなという気がするので、すぐにというわけではありませんが、そういったところにもつなげていくと、より良いのかなと思いました。ありがとうございました。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも: ありがとうございました。

会長:引き続きまして、地域生活支援部会、活動報告をリーダーの社会福祉法人なゆたからお願いします。 社会福祉法人なゆた:第3回地域生活支援部会は、令和元年11月14日木曜日に行いました。

報告事項として、議題1、第3回自立支援協議会の協議内容の報告。協議会の議論について事務局より報告がございました。特に質疑はございません。

議題2、第2回地域生活支援部会の振り返り。前回の議題についての振り返りを行いました。こちらも、特に質疑はございませんでした。

議題3は、以前、委員から上がっていた議題で、浦安市の老人福祉センターが、ヘルパーの方が利用できる年齢に達していないと玄関までしか入れないとなっていたようなんですが、視覚障がいのある方が、それでは中を利用するに当たって、ヘルパーの介助が利用できないということが投げかけられていました。その報告が、事務局からありまして、老人福祉センターに事前相談の上であれば、介助者の方の年齢にはかかわらず、施設内の付き添いは可能になりましたということです。ただし、入浴時に関しては、ヘルパーの方が着衣のまま介助することは難しいということで、ご回答いただいております。

次、議題4作業部会「福祉サービスマップの作成について」、3つのグループに分かれて実施しました。今回は浦安市で就労に特化したサービスのマップをつくってみてはどうかということで、既に就労のガイドマップ、サービスマップをつくられている市川市の委員の方のご協力も頂き、各グループ、他自治体の資料を参考にしながら、話し合いをしました。

委員からの意見としては、長い時間をかけるというよりは、スピード感を持って作成するのが大事ではないかということで、早速部会の下部組織として、委員数名で構成するワーキンググループをつくりました。既に第1回ワーキンググループの話し合いも行っておりまして、明日、11月29日に第2回が予定されています。

利用する方、関係者の方々は、就労の事業所、継続支援、B型、A型色々ありますが、どういうサービスを受けたらいいのかも、わからないというところもあると思いますので、自分がどういうタイプの

就労の事業所を利用したいのか、選択できるフローチャートのようなものが、最初のページにあって、自分が選んで、こういうサービスの事業所に相談、連絡すればいいとわかる、そういうのがついているとよりわかりやすいのではないかなど、色々な意見が出ております。それから、事業所内、作業の風景の写真もそれぞれの事業所のものがあると、より伝わりやすいのではないかという意見が出ておりました。

あと、冊子にしてしまうと、変更があるときに、差しかえが難しいところもありますので、クリアファイルタイプで、中身が変わったところだけ入れかえる、変化に対応できるもので作成していくのがいいという意見が出ております。

報告は以上です。

会長:ありがとうございました。

ただいまの説明に対するご意見、ご質問あればお願いします。

最近、各部会が積極的に成果物を頑張ろうという感じで、積極的に動いてくださって、ありがたい次 第です。

思いつきで言ってしまって申しわけないですが、例えばグーグルマップなどで、行った先のいろんな情報入れて、登録できたりしますよね。ご存じの方いますか。そうすると、普通のグーグルマップが、浦安市内の各サービス事業所の詳しいマップになってくるんですよね。そういったものもあるので、何か独自のものをつくろうとするのも、あっていいとは思うんですが、社会的なもの、グーグルマップなどの既存の情報資源を活用していくという手もあるなと思いながら聞いておりました。多分、そういうのに詳しい方いらっしゃると思うので、ぜひ考えてみてはいかがかなと思います。

そのほかございますでしょうか。

なければ、次、進めます。

本人部会の活動報告、事務局からお願いします。

事務局:本人部会の活動報告をさせていただきます。

本人部会は、リーダーを特に決めておりませんので、事務局で進行しながら、皆さんのご意見を伺うという形で、進めております。

初めに、報告事項ということで、他の部会と同様に、自立支援協議会と他の部会の報告を行いました。 こちらは、特にご意見等ございませんでした。

続きまして、議題2「障がい福祉ガイドブックについて」。ちょうど11月1日に新しい今年度のガイドブックを発行しましたので、そちらを実際に見ていただいて、見やすいのか見やすくないのか、こういった情報があればいいなというようなご意見を伺いました。

主な意見は、公民館や図書館等にもすでに置いてあるのかもしれないが、見やすいところにあるといいなというご意見。障がい者割引の使える施設の一覧があれば、外出するときの参考、行ってみたいなというきっかけになるという意見。また、目次のつくり方を工夫して、相談窓口を前のほうに載せたらどうかということですが、探しやすい目次ということで、相談支援事業所一覧というような言葉ではな

くて、相談したい場合はここみたいな形で、見やすい目次にしたらどうですかというご意見。あとは、 前年度と今年度、どこが変更になったかがあるとわかりやすいというご意見はいただきました。全ての 意見を取り入れるのは難しいかもしれませんが、いただいた意見については、来年度発刊する際に、取 り入れたいと考えておりまして、審議終了といたしました。

続いて、3番目です。障がい福祉に関するアンケート調査について、質問の仕方、回答の選択肢が答えやすいのか、聞きやすいのかというところを確認するため、皆さんに答えていただきました。これらについても、アンケートに生かすことができています。

主な意見ですが、今後の暮らしについて、一番希望するものはなんですかという聞き方をしたときに、 将来結婚して生活する、したいという希望の方がいたんですが、適当な選択肢がなかった。また、一番 の希望というと、自分の希望がかなうかどうかわからないということで、聞き方によって迷われて、回 答することができなくなってしまったという方から、一つに丸をつけてくださいといったほうがいいん じゃないかという意見をいただきました。我々としては、実際に回答して意見をもらえる機会がなかっ たものですから、非常に参考になったということで、審議終了といたしました。

最後、時間がありましたので、権利擁護部会から話があった、意思決定支援について、質問の回答と は趣旨が違うのかもしれませんが、本人部会の委員の皆様に、ふだんどのように自分で意思決定をして いるか、率直にご意見を伺いました。委員の皆さん全員が、困ったことを家族や相談員に相談はするも のの、最終的には自分の意思で決めており、また自分の意思で決めたいと考えているということは、確 認できたということを報告いたします。

簡単ですが、以上で本人部会の活動報告とさせていただきます。

会長:ありがとうございました。

ただいまのご説明に対するご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいですね。

次にまいります。

議題2第七次千葉県障害者計画策定に係る意見について。事務局より説明お願いします。

事務局:千葉県より、県の障害者計画が今、平成30年度から32年度までの3年間で策定しているものですが、 来年度、その策定等にあたって、各地域の自立支援協議会に意見を聞きたいということで、問い合わせ がありましたので、本日議題とさせていただきました。

本日お願いしたいことは、まず初めに、現在の県の障がい者施策について課題と思われること、第2に、第七次千葉県障害者計画に期待することということで、2年後の令和3年度から県が策定する計画に位置づけるべきものについて、聞かせていただきたい。また、その他、現行の政策も含めてお気づきの点があればご意見いただきたいということで、照会がありました。

各障がい福祉施策については、いろいろと問題があるかと思います。本日は皆様に、特に県に意見を 言うべきだという点も踏まえて、ご意見をいただきたいと思います。

資料は、資料1「第七次千葉県障害者計画策定について係る意見について」、資料2現行の第六次千

葉県障害者計画の概要版、資料3第六次千葉県障害者計画の数値目標達成状況の管理表をお配りしております。

資料3管理表について、見方を説明します。評価の欄、ABCDEとその他なっております。評価のつけ方は、Aが目標値の100%以上に達成率、Bが目標値の80%以上から100%未満、Cが目標値の60%以上80%未満、Dが目標値の30%以上60%未満、Eが目標値の30%未満、また、バーがその他ということで、評価ができていなかったり調査中のものです。項目として右から4番目のところに、目標と実績の比較をしながら、パーセンテージをつけております。

この施策体系は、A3版で160項目ぐらいありまして、この場で全てを発表していく時間がありませんので、各自でご確認いただいて、浦安市の課題、ひいては県で取り組むべき課題、そういった大きな視点で、ご意見等ありましたら、お話しいただければと思います。

簡単ですが、以上です。

会長:項目数も多いのではありますが、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。 浦安手をつなぐ親の会:11月26日に、県の育成会の会長会がありまして、同じテーマで、千葉県から報告して ほしいということがありました。

午前中は、県の障害福祉の課長が来たんですが、この表を羅列するだけで、会員にとっての必要とする意見は、全然聞けなかったということがありました。午後からは、県内をブロック別に分かれたんですが、2つ大きい台風が千葉県に来たので、避難のことに対して各ブロックで話し合いがありました。福祉避難所というのは、二次ですよね、最初は小学校とかに避難して、そこがだめだったらば、福祉避難所をあけるという感じになっていると思うんですが、福祉避難所に最初から入りたいという意見が多かったです。

それから、グループホームの問題も各ブロックによって、都会のブロックと、それから田舎のほうのブロックとでは、考え方も違うので、他人の目が届かないとか、世話人さんの問題とか、いろいろ問題は出ていました。

結局、入所施設はつくらないということで、地域に暮らすということですよね。すごくいいと思うんです。だけど、地域に暮らすと言われても、すぐ、はい、そうですかとは言えないということが、非常に多いと思うんです。

うちの会の子どもにも、浦安市に施設がないので、市外の施設に入っていて、約15年いる方がいます。 東野地区に複合福祉施設ができるのでグループホームどうですかって、5年ぐらい前に市の担当からも 聞かれたんですが、子どもにとって、十何年そこに過ごしたということは、そこがやっと我が家と思え てきたところまた新たに、東野に入るということの無理さというのを、親は感じているんです。本人は、 あまり意思ははっきりはわからないんですが、大体こういうではないかと、親が酌み取っている感じで す。

この間、社会福祉協議会でも策定委員会があったんですが、そのときは、2回目の台風のときには雨で、浦安、初めて警戒レベル3ということで、連絡がきたんです。雨の場合は、ある程度余裕があるか

ら、避難準備もできるけれども、震災とかそういうときには、もう待ったなしですよね。だから、そこまで考えないと。

要支援者名簿というのは、社会福祉課でも非常に悩んでいる問題なんです。千葉商科大学がおっしゃったように、活用しているところは、浦安市内でも1か2ぐらいの自治会なんです。個人情報にかかわることだから、拒否する自治会が非常に多いんです。社会福祉課の問題ではなく、みんなで考えていかなくてはならない問題ではないのかなと思っています。

会長:ありがとうございます。

実は、その要支援者名簿については、午前中の基幹相談支援センター連携会議、相談支援のところで やったんですが、その中で私が発表させていただいたのは、平成25年に出た内閣府の要支援者名簿の取 扱指針というものです。

東日本大震災を受けて、あまりにも要支援者名簿というものの取り扱いが、個人情報保護を盾に、活用されていないということが浮き彫りになったので、これはもう、発災時、あるいは、その危険性が高まったときというのは、本人の意思にかかわらずというか、同意なしに提供してよいと。ただし、その提供を受けたものについては、守秘義務がかかるよという、そういう取り決めに、取り扱い上その指針には書いているんですが、副会長が言われたように、その辺がまだ現場では周知徹底されていなかったり、これっていいんだろうかってなったり、まだまだきちんと運用がなされていないところが、あるんだろうと思うんです。

そういったことも、初めて知ったという人も多かったみたいで、発災時、またはその危険性が高まったときというのは、本人の同意なしでいけるんだというところぐらいは、皆さんも知っておいていただければと。それを活用するということは、取扱指針に沿ったものなんだということは、ぜひご確認いただければと思います。

そのほかございますでしょうか。

これは、項目ごとで、確かに聞きにくい部分でもございます。前もって配付していますが、また改めて見て気になるところがあれば、メール等でもお受けするというようなことでも大丈夫ですか。

事務局:会長のおっしゃるとおり、ご意見いただければと思いますので、この後、意見をいただく書式を皆さんに期限を決めてお送りして、回答を取りまとめて、協議会の意見とすることでよろしいでしょうか。 会長:ありがとうございます。

そのように、後ほど委員の皆さん方にメールが行くということでよろしいですか。よろしくお願いします。

では、次の議題に移りたいと思います。

報告事項ですね。

報告1「第5回障がいのある人もない人も!かがやくまち うらやす」について。

事務局より説明お願いします。

事務局:11月2日の土曜日に新浦安の駅前広場で開催した、「第5回かがやくまち うらやす」の実績につい

て、報告をさせていただきます。当日は、天気にもすごく恵まれまして、広場がいっぱいになるぐらいに観客の方が来ていただいて、だいたい10団体が、ステージに10時から3時まで出演しましたが、ずっと盛況というような状況でした。

ブースに関しては、テントを張って、各団体さんが、ご自分のところでつくっていらっしゃる製品を 販売をしているようなブースがあったり、体験ブースというものを設けました。全部で18ブースありま した。

体験ブースは、例年やっていただいている介助ボランティアグループ「あいあい」の車椅子と白杖体験、それから身体障がい者福祉センターの片麻痺体験というのをやっていて、今年は、2つ合わせて73名の方にご参加いただきました。

来年、オリンピック・パラリンピックがあるということで、今年は浦安のボッチャ協会にお願いして、ボッチャ体験ができるブース、大体120人、常時お子さんたちが並んでいるというような状況でした。 それから、ステージでも、実際にボッチャの選手たちがいらっしゃって、実演していただきました。

啓発もあわせて行っておりまして、差別解消法、差別解消の条例、それから、手話言語条例について、 チラシの配布を約900部ぐらい配布をしたのと、展示ブースを設けて、市の色々な取り組みや、各団体 のパンフレットやチラシ、そういうものを設置したのと、今年はパソコンとモニターを2画面分用意を して、昨年つくった障がいのある方への合理的配慮の提供をテーマにした啓発動画を流しました。

前方のスクリーンに映っているのは、当日集まっていた人の様子ですね。ステージにいるのは、最後のサンバの団体かと思うんですが、こんな感じで、かなりたくさんの人が見に来ている状況でした。2番目がボッチャの体験ブースで、3番目がステージ前でやったときのボッチャの様子、見づらいんですが、後ろに車椅子のボッチャの選手がいて、自分で投げる方、補助の器具を使ってボールを投げる方、その実演をしている様子です。4番目が、ヘルプマークを模してつくったカードに、やさしいまちを目指して、それぞれが、私たちができることというのを、ご来場いただいた方たちに一言書いてもらって、それをボードに貼っていっているという展示物になります。今年は、チーバくんの形にボードを切って、作成しました。ヘルプマークカードに120枚ほどご参加いただきまして、今は障がい事業課の前に展示してありますが、来週12月3日から障害者週間が始まるのに合わせて、市役所の1階の市民ホールの入り口部分に展示して、さらにそのカードを集めて、市役所に来ていただいた方に、やさしいまちを目指してできることについて、考えていただく機会にしていきたいと思っております。

先ほど権利擁護部会の活動報告でも、このイベントの今後について報告しましたが、障がいという冠をつけて、今後も新浦安駅前広場のように、多くの方がいらっしゃられる形で開催を続けていく方向性でおります。もともとは差別解消に関する条例を周知するという目的で、やり始めたイベントでしたが、5回という区切りを終えて、今後、どのようなテーマでやっていくかは、来年の早い段階で、権利擁護部会で議論を深めて、またこちらの自立支援協議会本会でも審議いただければと思っております。

事務局からは以上になります。

会長:ありがとうございました。

今年は、本当に天気もよくて、よかったですよね。ありがとうございます。

ただいまのご報告、何かご発言ございましたらお願いします。

浦安手をつなぐ親の会:市川のキャラバン隊、空さんが来て、実演をするのが、今年で3回目になりました。 過去2回は、空さんも頼みづらいということで、私たち身内みたいな感じで、体験をしていたんですが、 一般の方が体験しないと、障がいのことがわからないのではないかなと思っていたんです。そうしたら、 ちょうど市議会議員の方がいらしたので、体験に加わっていただきました。

ほかの市議会議員の方に伺うと、市議会議員でも若い人、なり立ての人は障がいのことがよくわかっていない人もいるから、どんどん参加してもらってくださいって言われました。市議会議員は、市内各地から選出されていると思うので、これからも、このイベントじゃなくても、いろいろなところで参加してもらったらどうかなと思います。

それと、ボッチャですが、場所が低くて見づらかったです。ルールも、初めての人は難しいから、もうちょっと工夫してもらわないと、大型スクリーンとかでやっているところを見せないと、後ろの人は全然見えない。何をしているのかわからないというところもありますので、ステージの上に上がってもらうのは危ないので、下にコーナーをつくるんだったら、もうちょっと皆様にわかりやすいように、2020年度のパラリンピックもありますし、工夫をしていただきたいなと思いました。

会長:ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

NPO法人千楽: 私もステージに、千楽として出させていただきまして、今までは、募ってもなかなか人が集まらなくて、私一人で無理やり出ていたりしたんですが、今回利用者さんも、ステージに上がっていただいて、マイクを取って、司会をやってくれる利用者さんがいたり、すごくいい場面が見られて、よかったなと思いました。

私自身も、いろんなイベントに顔を出させていただくことが多いんですが、障がい分野とか、福祉分野のイベントというと、語弊がある言い方をしてしまえば、ちょっと暗いイメージというのがあったんですが、今回は天気もよくて、人もすごくたくさんいたので、市民まつりとか、人がたくさん集まるイベントにも引けをとらないような、楽しいイベントになったんじゃないかなと、自分自身も思いました。また、個人的には、浦安市聴覚障害者協会の踊られているダンスも、すごく刺激を受けましたし、手話の方たちが、ステージ上で手話をもとにダンスをされて、いろんな踊りをされているのを見て、正直言って、聴覚障がいの方が、音楽をどのように楽しまれるんだろうって疑問もあったんですが、当事者の方がステージ上で楽しそうに踊られている姿を見て、勇気をいただいた気がしました。

以上です。

会長: ライブ感のあるご報告、ありがとうございました。

浦安の誇るシンガーソングライターとして、ぜひ次年度もよろしくお願いします。

報告も動画みたいなものもあるといいのかもしれないですね。浦安手をつなぐ親の会が、おっしゃったように、ステージ上にモニターが確かあったと思うので、ああいったものも活用しながら、ボッチャ

の解説なども含めて、啓発の事業が伝わる工夫ってもっともっとできるかもしれないですね。ぜひ、よ ろしくお願いします。

イベントの様子の動画を流すのも、いろんなところでやったらいいと思うし、イベントそのものでも、 昨年度の聴覚障がいの方のダンスとか、そういったものも流すことによって、2年分、こういうのも昨 年やっていたんだと伝わるとか、まだまだやりようがあるのかもしれないです。ぜひご検討いただけれ ばと思います。

そのほか。私も見たかったんですが、大学と文化祭と重なっていまして、すみませんでした。 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本日予定されておりました議題は、一通り終了です。

事務局、お願いします。

事務局: 当日資料になってしまって申しわけございませんが、報告事項(2)資料「障がい福祉に関するアンケート調査案」をお配りしております。

あらかじめ、おわび申し上げますが、ルビが振り切れていない部分があります。設問、こんな内容を聞くということをお示ししたかったので、急遽ご報告させていただきました。いただいた意見等を踏まえながら、このアンケート書いてもらうべく、初めに、福祉施策に活かしたいということで、ぜひ協力をお願いしたいと書かせていただいております。

2番目、3番目のページは基礎的事項ということで、年齢、障がい者の種別を伺います。支援区分、 介護保険の区分を今までは聞いていたんですが、なくしました。また、特徴的なこととしては、今回性 別を聞くのをやめました。また発達障がい、高次機能障がいの方、医療的ケアの方について、統計とし て捉えたいと思い、伺っております。

続いて、2福祉サービス等について、問7以降、障がい福祉サービスを利用していますかという質問から、利用している場合は課題、利用していない人には、なぜ使っていないかを中心に、理由だけに質問を絞って伺っています。今まであった障がい福祉サービスの満足度調査は、今回割愛しております。

問8以降は生活の場についてということで、どこに住んでいるか、誰と住んでいるかといった設問について、工夫を加えております。

問11のどのように過ごしたいですかという設問について、先ほど本人部会の意見でもありましたが、配偶者や子どもと暮らすという選択肢を加えました。また、問11の11-1、グループホームについて、どのようなグループホームがいいのか、ニーズとして捉えたいと思いましたので、選択肢のもの全てを兼ね備えていれば、一番すてきなグループホームなのかとは思いますが、その中でも、皆さんが特に重要視する項目はどれかというのを聞いて、それがまた地域生活支援部会等で議論する参考となればと思っておりまして、ここに書かせていただいております。

問13、成年後見制度のことについて、前回に引き続き伺っております。

8ページ目以降は、15歳以上の場合と15歳未満の場合で、設問が2つに枝分かれしています。8ペー

ジ目以降は、15歳以上の方の日中活動の場についてということで、15歳以上の義務教育終了後の方に、 今どのように過ごしているか、将来は働くことを希望するかといったところを、伺っております。

11ページ目以降が、15歳未満の方に向けての質問で、これも今回新たに加えた項目であります。学齢期の方や未就学児の方が、ふだんどのように過ごしているか、困り事は何か、特に問21は学齢期に必要な支援はどのようなものかお伺いして、それをまた施策等に反映したり、こども部会などでも、アンケートの結果を利用できればいいかなと思っておりまして、このような形にさせていただいております。

12ページ目が、趣味、地域活動についてということで、意図としては、趣味、スポーツなどをしているかどうかと、そもそも地域の活動に参加しているかどうか、参加していない場合はなぜなのかが、課題としてアンケート結果からあぶり出されることを期待して、このような設問方法としています。

13ページ目が、外出・移動支援についてということで、どのくらい外出しているかとか、交通手段、外出にどのようなものが必要かを、前回と同様に質問しています。

続きまして、14ページ目。悩み・相談ごとについてということで、相談支援部会などで活用できればと思いまして、前回から項目を変えているところもあります。まずは、相談できる人がいるか、また、その相談にのってもらっている人は誰か。さらにその相談に乗ってもらっている行政、相談支援専門員の方に相談して、悩みは解決したのかどうかというところまで、アンケート調査しています。相談する人がいない場合にも、どのような理由なのか。また、今悩んでいることは何か。また啓発などに活用できるのではないかと思っているのは、普段皆さんがどのように情報を得ているか。よく若い人でテレビなんか見ていないよとか、新聞なんか取っていないよとかあると思いますが、色々な方がいらっしゃると思うので、年齢なども聞かせてもらっていますので、得られた回答から今後啓発する際には、どのような媒体を使えば効果的かというのも確認がとれればと思い、この質問項目を設けました。

次、16ページ目が、災害時の備えについてということで、災害時に備えて準備をしているか、準備することができない場合、なぜ準備をしないのか、忙しいとか、何をすればいいかわからないとか、金銭的な余裕がないとか色々あると思いますが、課題が出せればいいかなと思っております。

17ページ目は、障がい者差別に関する法律及び条例についてということで、市や国の定めた法律、条例について知っているかということですが、こちらも前回からあった質問で、アンケート結果によっては、知っている人が増えていれば、啓発が進んでいるという結果になるのかと思いますし、その辺りについて確認出来るのではないかということで、伺っております。

18ページの下のほうに、市の福祉施策について。東野地区複合福祉施設の整備計画について知っていますかということで、新たに伺っております。知っている、聞いたことがあるがよくわからない、まったく知らないという項目で、簡単な説明も載せていますが、この施設は市の地域生活支援拠点の中核的な機能を担うということで、その機能にどのようなことを期待するかを含めて、伺っております。

問39は、その施設の愛称を募集をしたいと担当から意見がありましたので、例えば障がい者福祉センターの「きらりあ」のような、愛称案を自由に書いていただきます。ホームページ等でも募集しますので、あわせた上で決定したいと思っております。

19ページには、市の手続について負担、不満を感じているか伺っております。委員からも、複数の組織で同じようなことを書かなきゃいけないのは負担ではないかといった意見があったかと思いますので、どのような点を最初に解決していけばいいか、課題等について確認できればと思っております。

最後の希望・要望ということで、こちらも新しく設けた質問で、浦安市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちかどうかお伺いして、最終ページは、今後の希望することと自由記述となっています。

今回、アンケート用紙が24ページから20ページになったということで、多少スリム化しています。新 しい設問がある一方でかなり減らしてもいるので、全体としてはやや減ったぐらいになっておりますが、 このような形でアンケート調査を実施したいと考えております。

これから大幅にこれを変えるというのもなかなか難しいので、本日は、聞き方の問題、致命的なミスがないかも踏まえて、ご意見いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

会長:これも、今見て今すぐというのもどうですか。あれば、お聞きしたいですが。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学:ご説明ありがとうございました。

簡単な質問3点です。

最後のほうでおっしゃっていたボリューム感の質問です。24ページが20ページになったと。ページ数が減った。じゃ、質問数はどうなのか、いろいろ改善されたところが具体的にありましたよね。書くのが大変だと。どうなったのかというのが1つ目。

2つ目、使っているサービスの満足度はカットしたという言葉があったと思うんですが、なぜゆえに カットされたのかも説明をいただきたい。

3つ目は、今この案が出てきているということは、ほぼこのとおりで、もう進むんだろうと。回答を 1月15日までに投函とした場合に、結果がいつごろ出てきて、我々が見られるのか、スケジュール感だ けちょっと教えていただけますか。

以上です。

- 会長:確か前回の協議会で、スケジュールがかなり厳しくなっていて、一定の方向性を了承の上、具体的なアンケート調査案づくりについては、市にお任せをするという流れになっていたものと思います。その上で、事務局からご回答いただければと思います。お願いします。
- 事務局:まず初めに、問いの数ですが、前回は50問ありました。50問が43問になったので、多少減ったという 状況になります。

2つ目、満足度をカットした理由ですが、こちらはサービスを提供する事業所さんとの相性などに結構左右されがちなのかなと考えておりまして、事業所のサービス利用調査で聞くべきで、市全体として聞くことは今回やめておこうという理由で外しております。

3つ目の結果については、コンサルタント会社とは2カ年の契約で、来年の4月、5月までに冊子としてまとめて、5月以降に開催される福祉計画策定委員会で資料として使っていきたいというスケジュールです。

以上になります。

会長:そのほかございますでしょうか。

浦安手をつなぐ親の会、お願いします。

浦安手をつなぐ親の会:減ったことによって、回収率が上がることを祈っております。いつも悪いんですよね。 会長:いつも何%。

浦安手をつなぐ親の会:50たしか切っている、50前後ですよね。

事務局:回収状況は、全体的に47.6%ですが、我々としては、できれば6割、7割以上は目指していきたいと思います。委員の中にも相談支援事業所の方、福祉サービス事業所の皆さんいらっしゃると思いますので、市からアンケートが来たという問い合わせを、1回や2回受けると思いますので、ぜひアンケートを書くとこういうことあるんだよと丁寧に説明いただいて、ご協力につなげてもらえればと思います。以上です。

会長:私から、また1件なんですが、アンケート調査結果という形で、冊子にまとまってくると思うんですが、 通常のスクリーニングテストというか、ばっとまいて、ばっと戻ってきたものを課題を明らかになった ものを解決っていう、通常アンケートってそういうものだと思うんですが、障がい者当事者、あるいは 家族に対するアンケートになっているので、未回収の5割が実は問題なんだろうと。そこに真の課題、 ニーズが隠れている可能性って、結構あるんだろうなと思っています。

というのが、4ページ目、あなたは障がい福祉サービスを利用していますか。親御さんにも何らかの 障がいがあって、お子さんにもあるといった場合に、これ、アンケート回収できない可能性も結構ある んだろうなと。実は、サービスも利用していないという形で、アンケートの調査結果をまとめても、見 えない課題が結構あるというのを前提にアンケート調査結果を今後の福祉計画に反映させていかないと いけないなとか。恐らく、このアンケートの回収ができない部分のニーズというのは、基幹相談支援セ ンターとか、計画相談のほうで把握されている部分があるのかなと思っております。浦安市の障がい者 のニーズ、障がい児者のニーズということでいうと、このアンケートプラスアルファで語っていかない といけないと大前提として思っていないと、例えばアンケート調査で、サービスにつながっていない人 がほとんどいないという結果が出たときに、それをそのまま信じることはできないと思うんです。そこ は、アンケート調査結果を取り扱う際に、留意しておかなければならないと、意見として申し述べさせ ていただきます。よろしくお願いします。

そのほかございますでしょうか。

こちらも、もし意見があったら、拾いますか。

事務局:このアンケートも日程的にはタイトになっており、申しわけございませんが、できれば12月の中旬に 発送を目指しておりますので、近々で、今週中とかにご意見いただければ、それについては、なるべく 反映の方向で対応したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

会長: 文言の言い回し等で気づいたものがあればという内容とさせていただきたいと思います。気づいたところがあれば、事務局へメールをお願いしたいと思います。

それでは、そのほか報告事項等お持ちの委員の方がいらっしゃいましたら、挙手お願いします。 では、ないようなので、これをもちまして、第4回自立支援協議会を終了したいと思います。

次回ですが、部会もないということで、特段のテーマがなければ、次回1月16日を予定しておりましたが、テーマがなければ、休会したいと思います。

ただ、私も今、各部会の議事録提出待ちになっております。議事録提出後に、各部会のリーダー、あるいは事務局と打ち合わせをさせていただく機会があります。その際に、やはり議題にしたほうがいいんじゃないか、テーマにしたほうがいいんじゃないかということがあれば、1月16日開催の方向になることもあり得るということで、まだ不確定ではあるんですが、休会の可能性もあるということをお含みおきいただければと思います。

それでは、委員の皆様には、引き続き部会等への参加など、また、ご協力いただくこともあると思いますが、引き続きよろしくお願いします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

浦安市自立支援協議会(令和元年度第4回)次第

令和元年 11 月 28 日 (木) 午後 1 時 30 分~ 3 時 30 分 市役所 4 階 会議室 S 2 · 3

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 部会活動報告
 - (2) 第七次千葉県障害者計画策定に係る意見について
- 3 報告事項
 - (1)「第5回障がいのある人もない人も!かがやくまち うらやす」の結果について
 - (2) その他
- 4 閉会

部会活動報告

- ·第3回権利擁護部会
- ・第3回こども部会
- ·第3回相談支援部会
- ·第3回地域生活支援部会
- ·第2回本人部会

権利擁護部会活動報告

作成者: 亘理

部会名	令和元年度 第3回権利擁護部会	*作業部会(有)
日時	令和元年 10月 31日 (木)	

	議題	第3回自立支援協議会の協議内容の報告
	協議	協議会の議事について事務局より報告。
1	内容	質疑は特になし。
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()
	議題	第2回権利擁護部会の振り返り
	協議	前回議題について振り返り、令和2年度以降も障がいのある方への理解促進や相
	内 容	互理解という目的達成のために「障がい」を冠にしたイベントの開催を継続する
		ことで部会の意見がまとまったことを確認した。
2		委員:作業部会のテーマが意思決定支援だったが、こういう時に本人部会の委員
		に来てもらい、意見を聞けないか
		事務局:部会から要請することで、来てもらうことは可能と考える。
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 ・審議) □その他()
	議題	浦安市障がい者権利擁護センター令和元年度上半期 実績報告
	協議	虐待の通報や差別の相談等について、上半期の対応状況や昨年度との比較を報告
3	内容	した。特に質疑なし。
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()
	議題	福祉体験教室の報告
	協議	事務局、委員より福祉体験教室の実施状況について報告。今年度は福祉体験教室
	内容	の申し込みが減少している点について、委員より次の意見があり、自立支援協議
		会本会への審議事項とすることで合意。
		・教育委員会に事情を確認すべき→本会にてこども部会での審議事項とするか審
4		議いただく。
		権利擁護部会に教育委員会の委員が選出されていない→次回委員改選時に検討
		する。
	協議	□審議終了 ☑継続審議
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告・ 審議) □その他()

	議	題	その他
	協	義	事務局より11月2日開催の「第5回かがやくまちうらやすイベント」のお知らせ
⑤	内	容	
	協	義	☑審議終了 □継続審議
	結り	果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()
	議	題	作業部会「若年世代に向けた障がいがある方への理解促進のための啓発活動」
			※非公開
	協	義	障がいのある方への理解促進のためには若年世代に向けた福祉教育や啓発が重要
6	内:	容	との観点から、各委員それぞれの立場から自分たちにできること、部会としてで
			きること、啓発の方法や効果の測定方法について協議し、その方法を共有した。
	協	義	☑審議終了 □継続審議
	結!	果	☑自立支援協議会へ(報告 ・審議) □その他()

こども部会活動報告

作成者:松嶋

部会名	令和元年度 第3回こども部会	*作業部会(有)
日 時	令和元年 10月 28日 (月)	

1	議題	第3回自立支援協議会の協議内容の報告
	協議	協議会の議事について事務局・リーダー・サブリーダーより報告。 質疑は特になし。
	内容	20%C151111 - 00 - 01
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()
	議題	第2回こども部会の振り返りと今後の事例検証の展開について
	協議	作業部会での事例検証について振り返りをした。
	内容	また、今後の事例検証の展開について再確認をし、令和元年度は支援の見立
2		て方法の確認と、支援のために必要な情報の整理等を行い、令和2年度以降
		は事例検証の結果を図にまとめることを確認した。
	協議	□審議終了 ☑継続審議(事例検証の展開の詳細について)
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 ・審議) □その他()
	議題	事例検証(架空事例)
		事例:軽度知的障がいのある中学校1年生女子とこの家庭への支援について
	協議	「母の友人から、この家庭について相談を受けました。あなたなら、どのよ
3	内容	うな支援ができますか。」という投げかけに対し、3グループに分かれ、関係
		図を描きながらそれぞれの所属の立場で支援について協議した。
	協議	□審議終了 ☑継続審議 (別の事例で検証を重ねていく)
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 ・審議) □その他()
	議題	その他
	協議	リーダー、事務局よりそれぞれイベントのお知らせ
	内容	委員より、台風被害で浮き彫りになった障がいのある方の避難所利用の難し
4		さと、今後の避難情報ネットワーク構築の必要性についてご意見があった。
-	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 ・審議) □その他()

相談支援部会活動報告

作成者:茶川

部会名	令和元年度	第3回	相談支援部会	*作業部会(有)
日 時	令和元年11	月 11 日	(月)	

	議題	第2・3回自立支援協議会の協議内容と報告
	協議	第2・3回自立支援協議会の内容報告を行った。
1	内容	
•		
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()
	議 題	第2回相談支援部会・作業部会の振り返り
		事例検証の結果について事例集を基に振り返り行い、事例集から見える課題
	協議	について、協議を行った。
②	内容	関係機関が多い場合、どこが主体的に動くか等の課題や連携のしかたの工夫
	M A	について報告があり、浦安市にあった仕組みづくりを検討していくことが確
		認された。
	協議	□審議終了
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 ・審議) □その他()
	議題	事例検証
		事例集を作成するにあたり、複合的でない相談事例として、身体障がいがある青
		年の家族からの相談について検証を行った。
	協議	事例内容は、20代前半の青年の母からの相談。息子は市外の入所施設で自立訓練
	内容	とリハビリを受けており、2か月後から仕事をするため浦安で賃貸アパートを借
		りて契約したが、福祉サービスを使って生活支援を整えたいがどうしたらいいか
3		という相談。
		□審議終了 ☑継続審議 (別事例を検証)
		☑自立支援協議会へ(報告 ・審議) □その他()
	協議	事例について、様々な角度から検証を行った。
	結 果	また、相談の初期対応が困難ケースを生み出す可能性もあることが報告され
		た。(今回は、時間の都合で身体障がいの方の事例しかできなかったので、残りの
		事例については、次回以降で検証する。)

地域生活支援部会活動報告

作成者: 亘理

部会名	令和元年度 第3回地域生活支援部会	*作業部会(有)
日時	令和元年 11月 14日 (木)	

	議題	第3回自立支援協議会の協議内容の報告					
	協議	協議会の議事について事務局より報告。					
1	内容	質疑は特になし。					
	協議	☑審議終了 □継続審議					
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()					
	議題	第2回地域生活支援部会の振り返り					
	協議	前回議題についての振り返りを実施。					
2	内容	質疑は特になし。					
	協議	☑審議終了 □継続審議					
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()					
	議題	その他(浦安市老人福祉センター内におけるヘルパーの介助について)					
	協議	・事前相談のうえ、介助者は年齢に関わらずUセンター内の付き添い可能。					
3	内容	・ただし、入浴時は着衣のまま介助することはできない。					
3							
	協議	☑審議終了 □継続審議					
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()					
	議題	作業部会「福祉サービスマップの作成について」					
		※非公開					
	協議	就労系の福祉サービスマップの作成にあたり、今回の作業部会で掲載項目な					
	内容	どの大枠を決め、部会の下部組織として委員数名で構成するワーキンググル					
		ープにてレイアウトなど細部を詰めて部会に進捗報告することとした。					
4		主な意見:					
•		(委員)スピード感をもって作成することや容易な改訂のためにも、各事業					
		所から集めたフォーマットをクリアファイルにまとめる方法がよい。					
		(委員)まずは市川市で利用されているものを参考に作成し、運用の中で浦					
	1-4-	安版に改訂していく。					
	協議	□審議終了 ☑継続審議 □ ②自立支援協議会へ(報告 ・審議) □ こその他()					
	結 果	☑自立支援協議会へ(報告 ・審議) □その他()					

本人部会活動報告

作成者:柿崎

部会名	令和元年度 第2回 本人部会	*作業部会(無)
日時	令和元年11月5日(火)	

	議題	自立支援協議会と他部会の報告
	協議	第3回自立支援協議会の内容報告を行った。
1	内容	
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()
	議題	障がい福祉ガイドブックについて
		毎年市で発刊している障がい福祉ガイドブックについて、ご意見を伺った。
		(主な意見)
	協議	・公民館の図書館分館に置いてあると良い。
2	内容	・障がい者割引の使える施設の情報がほしい。
		・目次の作り方を工夫したり、相談窓口を前の方に載せたらどうか。
		・前年度との変更点を書いてほしい。
	協議	☑審議終了 □継続審議
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()
	議題	障がい福祉に関するアンケート調査について
		アンケートの一部にサンプル回答してもらい、質問項目や回答内容について「答
		えやすい、わかりにくい」等のご意見を伺い、アンケートに活かすことができた。
	協議	(主な意見)
3	内容	・今後の暮らし方について一番希望するものを伺う質問で、将来結婚して生活し
		たい場合に選択肢に困る。また、「一番に希望」だと将来のこともわからず選びづ
		らいので、「1つに丸をつけてください」の方がいいのではないか。
	協議	☑審議終了 □継続審議 (別事例を検証)
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()
	議題	意思決定支援について
		本人部会の委員に、自分でどのように意思決定支援をするかについて、ご意見を
	協議	伺った。
4	内容	委員の全員が困ったことを家族や相談員に相談するものの、最終的には自分の意
		志で決めており、自分の意思は自分で決めたいと考えていることが確認できた。
	協議	☑審議終了 □継続審議 (別事例を検証)
	結 果	□自立支援協議会へ(報告・審議) □その他()

事例集(案)

目 次

「相談支援」とは

1

2		ナる初期対応について(事例集作成の目的) え込みが「困難ケース」をつくりだす ・・・・・・・・2	2
3		る初期対応の事例〜 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
	(加南東周の)	対応	_
	(架空事例2)	35歳精神障がいを持つ女性から、30歳の引きこもりの弟について D相談の初期対応	_
	(架空事例3)	67歳女性から、精神障がいを持つ35歳の娘についての相談の落 期対応	IJ
	(架空事例4)	身体障がいがある方の初期対応	
	(架空事例5)	印的障がいがある方の初期対応	
	(架空事例6)	情神障がいがある方の初期対応	
1	事業品一覧		ב

相談支援部会で作成中の事例集のイメージです。

掲載項目、当該相談内容、想定できる関係機関等のつながりについては、検討中のものです。

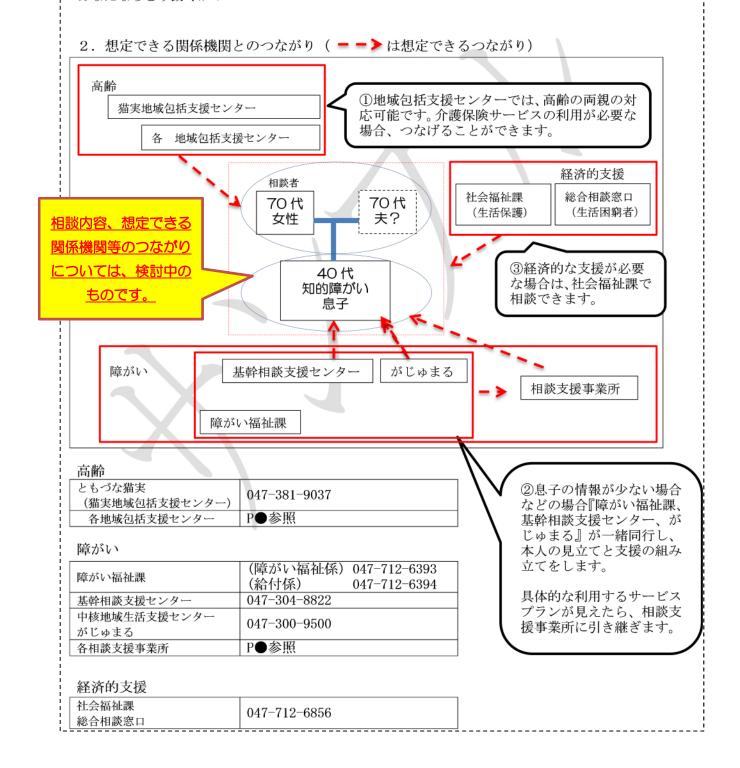
(架空事例1)70代の女性から、40代の知的障がいの息子についての相談の初期対応

1. 初回相談の内容

70代女性から、40代の知的障がいの息子についての相談。

市役所で就労継続支援B型というサービスがあるのを聞き、利用してみたいと相談された。 自宅に訪問し母親と面談。居室はそこそこ整理整頓されているが、母親は、15分おきに席を 立ち、リビングと台所を行ったり来たりする。面接時、ご主人(70代)のことを聞くと、働い ていると言ったり、もう亡くなりましたと言ったり、話の内容が二転三転する状態。

あなたならどう動くか?



(架空事例2)35歳精神障がいを持つ女性から、30歳の引きこもりの弟についての

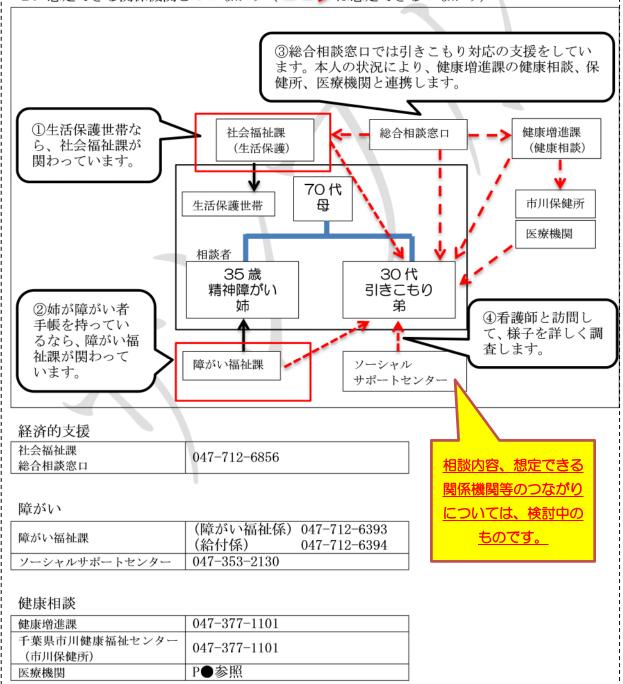
相談の初期対応

1. 初回相談の内容

35 歳精神障がいを持つ女性から、30 歳の引きこもりの弟の現状についての相談。なお、この世帯は生活保護を受けている。

弟は高校中退以来ずっと引きこもっている。友人もおらずアルバイトも続かない。最近は独り言が増え、壁を叩いたりするので、母(60代後半)が怖がり始めてしまった。 あなたならどう動くか?

2. 想定できる関係機関とのつながり(--> は想定できるつながり)



(架空事例3)67歳女性から、精神障がいを持つ35歳の娘についての相談の初期 対応

1. 初回相談の内容

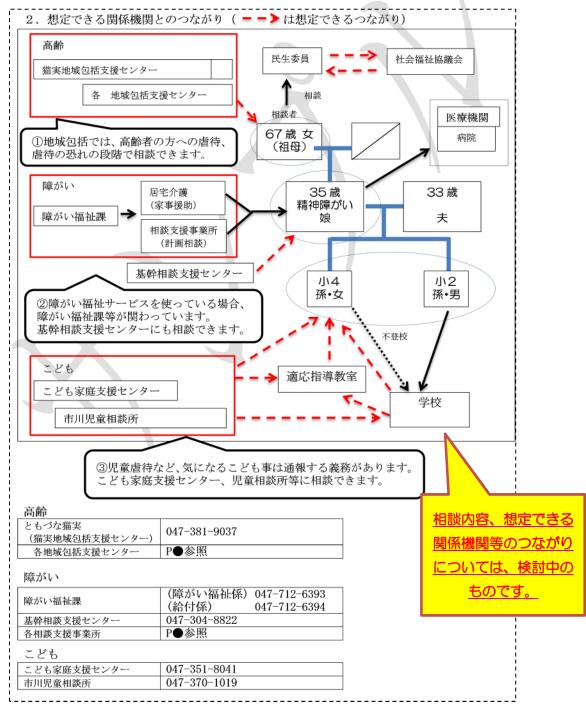
民生委員から紹介された 67 歳女性(祖母)から精神障がいを持つ 35 歳の娘及びこども達についての相談。娘は、精神障がい(統合失調症)を持ち、週 2回、障害福祉サービスを使って家事援助を 1 時間受けている。娘は、調子が悪い時は入浴も困難になる。

娘の夫(33歳)は会社勤めで、妻の病気には一定程度の理解はあり、休みの日には、妻やこども達をサポートをしているが、病状が改善しない現状に閉塞感も感じている。

夫婦には小4の女の子、小2の男の子がいるが、夫婦だけでは子育てが難しいので、相談者も3年前から同居し、サポートしている。

相談内容の1つは、娘は時々子どもたち(孫)に暴言を吐き、こどもたちもおびえた表情をする。小4の孫は理由を教えてくれないが、学校へ行きたがらないがどうしたらいいか。

2つ目は、相談者(67歳祖母)にも八つ当たりをする。薬も余っている。娘の病気に対してどうしたらいいか。3つ目は、子ども(孫)たちへ母親の病気や状態についてどう説明したらいいか。あなたなら、どう動くか。



第七次千葉県障害者計画策定に係る意見について

千葉県から、次期県の障害者計画策定の参考とするため、各市町村の自立支援協議 会へ意見照会がありました。

<u>つきましては、協議会での議題とさせていただきますので、以下の内容について、</u> ご意見がございましたら、ご報告ください。

- 1 現在の障害者施策について課題と思われること等。
- 2 第七次千葉県障害者計画に期待すること。

現計画に位置付けがある施策も含め、令和3年度からの県が策定する計画に位置 付けるべきだと考えるものなどについて。

その他県障害者施策についてお気付の点等ございましたら併せてご意見をお願いします。

参考までに、第六次千葉県障害者計画(概要版)、第六次千葉県障害者計画数値目標達成状況管理表を添付しております。

【記載していただきたいことは以下のとおりです。】

1 現在の障害者施策について課題と思われること等。

2 第七次千葉県障害者計画に期待すること。

現計画に位置付けがある施策も含め、令和3年度からの県が策定する計画に位置付ける べきだと考えるものなどについて記載してください。

1及び2に関して、またその他<u>県障害者施策についてお気付の点等</u>ございましたら併せて 記載してください。

- ※記載量に制限はありません。
- ※整理のため、次のようなかたちで記載をお願いいたします。なお、1、2のいずれかだけでも結構です。

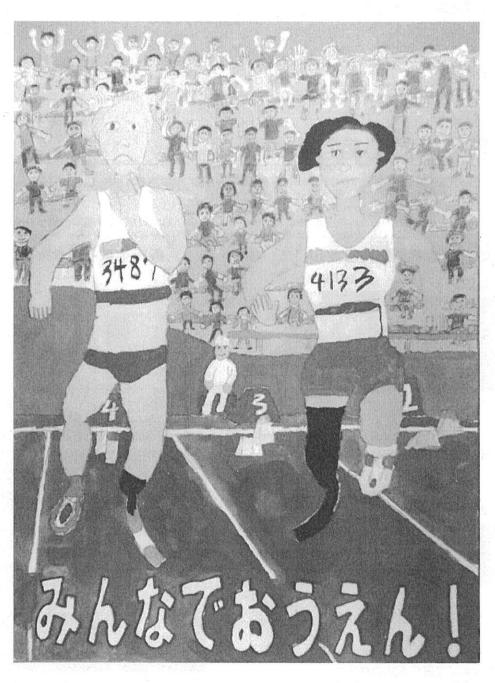
【記載例】

- 1 現在の障害者施策について課題と思われること等。
 - ○○○について、○○○が支障となっており、○○○とすることが課題(問題)。
- 2 第七次千葉県障害者計画に期待すること。
 - ○○○について、○○○を○○○とするため、○○○に取組む必要があります。

ちば

第六次千葉県障害者計画(概要版)

~ 「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる 共生社会の構築」を目指して~



千葉県 平成30年3月

〇千葉県障害者計画とは

「障害者計画」とは障害のある人に関する施策の最も基本的な計画です。千葉県 では、障害福祉サービスの必要見込み量を示す「障害福祉計画」や、障害児支援の 必要見込み量を示す「障害児福祉計画」の内容と合わせて、3つの計画を1つの 「千葉県障害者計画」として策定しています。

さらに、「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に規定された「手話等 の普及の促進に必要な施策」も含めて策定しています。

〇千葉県障害者計画の目標

障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会*の構築

〇計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

※共生社会 障害のある。なしにかかわらず、誰

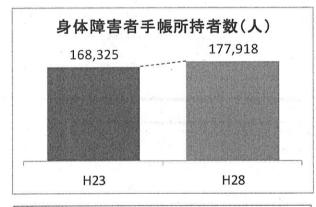
もが社会の一員としてお互いを尊 重し、支え合って暮らす社会

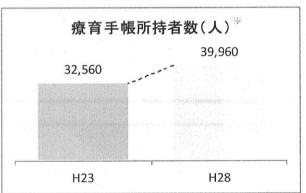
本県の障害のある人の状況

9~24ページ

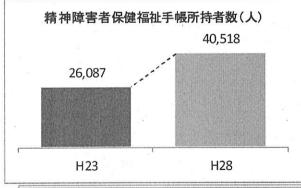
障害者手帳を持つ人が増加しています。

(いずれも各年度末の値) 障害者福祉推進課調べ





※療育手帳:知的障害のある人に交付される手帳



『みんなでおうえん、すてきなランナー』 平成29年度障害者週間のポスター 中学生部門

内閣総理大臣賞、千葉県知事最優秀賞 三浦 聖弥 さん

障害者計画フォーラム (平成29年12月27日 市川市)

今後の施策の方向性

1 入所施設等から地域生活への移行の推進

25~43ページ

主要な施策

- (1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- (4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
- (5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- (6) 県立施設のあり方 (千葉県袖ケ浦福祉センター、千葉県千葉リハビリテーションセンター)

主な取組みの方向性

〇グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域での住まいの場として、障害のある人が日常生活の支援を受けながら暮らすグループホームの増加に努めるとともに、利用者がより充実した生活ができるように支援の質の向上を図ります。

市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催します。

〇日中活動の場の充実

地域生活を推進するためには、住まいの場の確保とともに、障害のある人のニーズや個性に応じたサービスをできるだけ身近な地域で利用できるよう、日中活動の場の充実が必要です。

各種障害福祉サービス事業所の整備の促進を図るとともに、障害のある人の創作的活動や生産活動、社会との交流の場となる地域活動支援センターの充実に向けた支援を行います。





主な数値目標

グループホームでの食事の様子

項目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
グループホーム等の定員(人)	4, 712	_		5,900
地域生活支援拠点等が整備されている 圏域の数(圏域)	0	_	_	16

2 精神障害のある人の地域生活の推進

44~50ページ

主要な施策

- (1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*1の構築
- (2) 精神科救急医療体制の充実

主な取組みの方向性

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域で安心して暮らすためには、医療機関による退院支援と福祉関係機関による地域生活支援の両方が必要となることから、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

そのために、障害保健福祉圏域^{※2}ごとに保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置するほか、全市町村にも協議の場を設置するように努めます。

○精神科救急医療体制の充実

在宅の精神障害のある人が増加する中、精神症状の急激な悪化等の緊急時における適切な 医療及び保護の機会を確保できるよう「千葉県精神科救急医療システム」における救急医療 相談窓口で24時間対応しています。

また、「干葉県保健医療計画」に基づく保健医療圏単位で、精神科救急基幹病院を中心に、より身近な地域で速やかに診療が受けられるようシステムの拡充を図っています。

※1「地域包括ケアシステム」

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

※2障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるところ、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な単位のこと。

健康福祉センターの区域を基本とした13圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計16の圏域を設定している。

平成27年度 障害者週間のポスター 中学生部門 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会理事長賞 明石 そら さん



項目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
市町村毎の保健、医療、福祉関 係者による協議の場の設置状況 (箇所)	33	40	47	53
精神科救急基幹病院数(箇所)	9	12	12	12

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

51~65ページ

主要な施策

- (1) 障害のある人への理解の促進
- (2) 子どもたちへの福祉教育の推進
- (3) 地域における権利擁護体制の構築
- (4) 地域における相談支援体制の充実
- (5) 手話通訳等の人材育成
- (6)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進

主な取組みの方向性

○障害のある人への理解の促進

県内16カ所に配置された広域専門指導員や約580人(平成29年7月現在)の地域相談員により、地域に根差した周知啓発活動や講演会・研修会を行い、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めます。

○地域における権利擁護体制の構築

虐待を防止し、早期発見するために、市町村や障害者支援施設等に虐待防止アドバイザーを派遣し、地域における関係者に理解を求め、権利擁護に係る体制の整備を図ります。また、虐待を発生させないための取り組み等について助言を行います。

主な数値目標

項目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
障害のある人もない人も共に暮らし やすい千葉県づくり条例*1に関する 周知啓発活動の回数(回)	1, 201	1, 011	1, 011	1, 011
虐待防止アドバイザー*2派遣数(回)	5	15	15	15

※1障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり 条例(障害者条例)

障害のある人に対する理解を広げて差別をなくす取り組みを進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成18年10月に制定、平成19年7月に施行。

※2虐待防止アドバイザー

障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、障害のある人への虐待に対する迅速かつ適切な対応等に資するための市町村等の取り組みを支援することを目的とした県の事業。市町村や障害関係施設等からの要請に応じ、県から専門的知識を持つアドバイザーを派遣する。

※3障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進し、共生する社会の実現に資することを目的として平成25年6月に成立、平成28年4月1日から施行された。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。



障害者条例・障害者差別解消法*3のPR活動

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

66~79ページ

主要な施策

- (1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (3) 地域における相談支援体制の充実
- (4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実
- (5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実

主な取組みの方向性

〇障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実

乳幼児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センター** を中核とした地域における療育支援体制の充実に取り組みます。

〇障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

在宅で暮らす障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援が受けられるよう、また、 家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護(ホームヘルプ)、訪問看護、短期入所* 2、訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談を充実するなど在宅支援機能の強化が必要です。

主な数値目標

項目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
児童発達支援センター数(箇所)	36	piten ar vegent aver krepat providige ar kina ve kreket krepate	1	41
短期入所事業所数(障害のある 子どもを受け入れる事業所) (箇所)	96	102	108	114

※1児童発達支援センター

施設の有する専門的機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。

※2短期入所

普段介護を行う人が病気で介護できない等の場合に、施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援を行う。



車いすバスケットボール競技大会

80~88~-3

5 障害のある人の相談支援体制の充実

主要な施策

- (1) 地域における相談支援体制の充実
- (2) 地域における相談支援従事者研修の充実
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

主な取組みの方向性

〇地域における相談支援体制の充実

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター*について、その設置市町村は平成29年4月現在において18市町村に留まっていることから、設置をさらに促進する必要があります。

〇地域における相談支援従事者研修の充実

相談支援に従事する相談支援専門員について、現状では、研修により養成された相談支援 専門員が、必ずしも相談支援業務に従事又は定着できるような環境が整っていないなどの課 題があります。

すべての利用者に対して継続的な計画相談支援を実施していくために、引き続き相談支援 専門員の養成と定着を図る必要があります。

※「基幹相談支援センター」

地域における相談支援の中核的な役割を担う機 関として、総合的・専門的な相談支援(身体障害、 知的障害、精神障害)、地域の相談支援体制の強 化の取り組み、地域移行・地域定着の促進の取り 組み及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施 設。市町村又は市町村から委託を受けた団体が 設置できる。

> 平成28年度 障害者週間のポスター 小学生部門 千葉県知事優秀賞 齊藤 寧音 さん



項目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
基幹相談支援センター設置 市町村数(市町村)	16		_	44
相談支援専門員の養成数(人)	365	600	600	600

障害のある人の一般就労※1の促進と福祉的就労※2の充実 89~100ページ

主要な施策

- (1) 就労支援・定着支援の体制強化
- (2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化
- (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援
- (4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- (5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への 取組の推進
- (6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

主な取組みの方向性

〇就労支援・定着支援の体制強化

障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所※3の充実等、支援体制の強 化を図ります。また、平成30年4月から新たに障害福祉サービスに位置付けられた就労定 着支援事業※4の実施体制等について、関係機関と協議しながら検討を進めます。

〇福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進 県では、障害のある人が就労する施設から物品等を優先的に調達する方針を定めているほ か、発注可能業務を登録するデータベースである「チャレンジド・インフォ・千葉」を設 け、事業所の受注機会の拡大に努めています。



福祉施設での活動の様子

※1一般就労

雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態を指す。 一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。

※2福祉的就労

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が障害 者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。

※3就労移行支援事業

一般就労への移行に向けて、作業や実習、適性に合った職場 探し、就労後の職場定着のための支援を行う事業。

※4就労定着支援事業

一般就労へ移行した障害のある人について、就労の継続を図る ために必要な連絡調整や指導・助言等を行う事業。

項目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
就労移行支援事業及び就労継続支 援事業の利用者の一般就労への移 行者数(人)	723	905	995	1, 085
就労継続支援B型事業所の平均工 賃月額(円)	13, 769	15, 000	16, 000	17, 000

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

101~112ページ

主要な施策

- (1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (4) 重度・重複障害者等の負担軽減の推進
- (5) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
- (6) ひきこもりに関する支援の推進
- (7) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進

主な取組みの方向性

〇地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進

• 発達障害

千葉市、我孫子市に専門的支援拠点として千葉県発達障害者支援センター(CAS)を設置し、各ライフステージに応じた電話・窓口・巡回による相談支援や、各分野の関係者への研修等を行っています。

• 高次脳機能障害**

県内3か所に支援拠点を設置し、機能回復・社会復帰に向けた訓練、就労支援、情報発信、研修等による支援普及を行っています。また、千葉県千葉リハビリテーションセンター に高次脳機能障害支援センターを設置し、より専門的な支援を実施しています。

○重度・重複障害者等の負担軽減の推進

重度の心身に障害のある人の健康・福祉の増進と医療費負担の軽減を図るため、保険による医療給付の自己負担額の助成を実施しています。

平成27年8月からは現物給付化を実施し、通院1回、入院1日につき、原則300円の 自己負担額をいただくことで、その場で精算されるようになりました。

※高次脳機能障害

病気や事故などが原因で脳が損傷されたことにより、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに 障害が生じ、社会適応に困難を示している状態。



千葉県発達障害者支援センター (CAS)

項目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
発達障害者支援センター運営事業 実利用見込者数(人)	1,119	1,200	1,200	1,200
高次脳支援拠点機関数(箇所)	3	3	4	4

113~155ページ

8 様々な視点から取り組むべき事項

主要な施策

- (1) 人材の確保・定着
- (2) 高齢期に向けた支援
- (3) 保健と医療に関する支援
- (4) スポーツと文化活動に対する支援
- (5) 住まいとまちづくりに関する支援
- (6) 暮らしの安全・安心に関する支援
- (7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知
- (8) 東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた共生社会の実現に寄与する 様々な取組み

主な取組みの方向性

〇人材の確保・定着

障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整えるため、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。

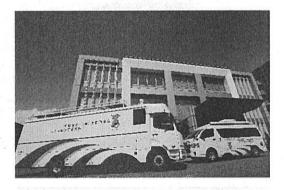
O住まいとまちづくりに関する支援

障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。 また、鉄道駅、道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサル デザインの普及に努めます。

〇障害のある人への理解の促進に関するマーク・標識の周知

障害のある人に関する各種のマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性等を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものです。

本県では「ヘルプマーク」を表示した「ヘルプカード」を作成し、その普及・啓発を図っています。



巡回歯科診療車(ビーバー号)

施設や在宅の障害のある人や子どもに対 し、定期的な歯科健診や歯科保健指導を 実施しています。



ヘルプカード

「ヘルプマーク」は、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを、周囲に知らせることができるマークです。この「ヘルプマーク」を表示したカードが「ヘルプカード」です。

計画の推進体制として、法定の機関であり、本県における障害者施策を総括する千葉県障害者施策推進協議会の下に、障害のある人及びその家族を含む民間の委員で構成する千葉県総合支援協議会を「第六次千葉県障害者計画策定推進本部会」(以下「推進本部会」という。)として設置しています。

そして、年度ごとの「取組みの方向性」の進捗状況及び「数値目標」の達成状況、障害福祉サービス等の提供状況等については推進本部会で評価・検討を行った上で、千葉県障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の意見を踏まえ、PDCA(企画・実施・評価・見直し)の観点から効率的な事業の推進を図りつつ、必要に応じ計画の修正を行います。

障害福祉サービス等の必要見込量等について

159~198ページ

(第五期障害福祉計画、第一期障害児福祉計画)

県全体及び各障害保健福祉圏域別に、必要な障害福祉サービスの見込量等を示します。障害福祉サービスの確保のための施策については、この見込量を踏まえて推進します。

<県全体の主な数値>

居宅介護※1

平成28年度実績 6,169実人/月

平成32年度見込 7,656実人/月 伸び率124%

共同生活援助 (グループホーム)

平成28年度実績 3,783実人/月

平成32年度見込 5.013実人/月 伸び率133%

放課後等デイサービス※2

平成28年度実績 6,264実人/月

平成32年度見込 10,394実人/月 伸び率166%

※1居宅介護

居宅における介護(入浴、排泄及び食事等)、家事(調理、洗濯及び掃除等)、並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

※2放課後等デイサービス

障害のある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
TEL 043-223-2338 FAX 043-221-3977

この冊子は概要版です。第六次千葉県障害者計画の全文は以下のアドレスに掲載しています。

https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/6-keikaku/naiyou/naiyou.html (全文の冊子を希望される方は、障害者福祉推進課まで御連絡ください。)

A・・・・・・目標値の100%以上の達成率

B・・・目標値の80%以上100%未満の達成率

C・・・・目標値の60%以上80%未満の達成率

D・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率 E・・・・・・目標値の30%未満の達成率

-(その他)・調査中及び達成率による評価ができないもの等

施策	主要施策	び達成率による評価 	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度 (実績)	30年度	30年度 (実績)	元年度 (目標)	元年度	2年度 (目標)	2年度 (実績)	評価	成果の状況等	成果の状況等	成果の状況等
1-(1)	1入所施設等か ら地域生活への 移行の推進	(1)グループホーム 等の充実及び地域			グループホーム等の定員	Д	4,712		(美領 <i>)</i> 5,534		(実績)	5,900		_	(30年度・コメント) 令和2年度の目標達成に向け順調に推移している。	(元年度・コメント)	(2年度・コメント)
1–(1)			障害福祉 事業課	1–2	施設入所者の地域生活への移 行者数	人	42	135	74	135		135	5	D	目標は達成していないが、前 年度実績を上回った。		
1-(1)		(1)グループホーム 等の充実及び地域 生活支援拠点等の 整備	障害福祉 事業課	1-3	施設入所者数	人	4,495	_	4,459	_		4,477	,	_	施設入所者数が減少し、令和 2年度の目標を達成した。		
1-(1)		(1)グループホーム 等の充実及び地域 生活支援拠点等の 整備	障害福祉 事業課	1-4	地域生活支援拠点等が整備され ている圏域の数	圏域	0		5			16		_			
1-(2)	1入所施設等か ら地域生活への 移行の推進	(2)日中活動の場の 充実	障害福祉 事業課	1-5	地域活動支援センター所在市町村	市町村	35	_	34	_		54		_			
	1入所施設等か ら地域生活への 移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実		1-6	日常生活自立支援事業利用者 数	7	1,159	1,220	1,234	1,250		1,280		А	緩やかな増加傾向であり、適 切な制度運営がなされている と認められる。		
1-(3)		(3)地域生活を推進 するための在宅サー ビスの充実	,障害福祉 事業課	1-7	短期入所事業者数	箇所	153	159	192	165		171		А	短期入所事業者数は目標であ る159箇所を33箇所上回る192 箇所と大幅増の実績となった。		
1-(4)	1入所施設等か ら地域生活への 移行の推進	(4)重度・重複障害 のある人等の地域生 活移行の推進	度害福祉 事業課	1-8	「強度行動障害のある方の支援 者に対する研修事業」受講者数 (累計)	У	48	80	80	96		112		А	計画に沿って着実に研修を実施している。		
1-(3)	り地以土冶へい	(5)入所施設の有す る人的資源や機能の 活用	障害福祉 事業課	1-9	指定障害者支援施設の必要定 員総数	7	4,683	4,673	調査中	4,673		4,673		_	11月頃判明見込み		
1–(5)		(5)入所施設の有す る人的資源や機能の 活用) 障害福祉 事業課	1–10	地域生活支援拠点等が整備され ている圏域の数(再掲)	圏域	0		5			16		_			
1-(6)	1入所施設等か ら地域生活への 移行の推進	(6)県立施設のあり 方	障害福祉 事業課	1-11	千葉県袖ケ浦福祉センター更生 園の入所者数	Д	83 (28年度 末時点定 員数90)	早期の定 員半減を目 指します	67	早期の定 員半減を目 指します		早期の定 員半減を目 指します		_	少しずつ更生園利用者の移行 は進んでいる。移行を希望して いない保護者も多いが、引き 続き情報提供に努めたい。		
	2精神障害のあ る人の地域生活 の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福 祉推進課	2-1	圏域毎の保健、医療、福祉関係 者による協議の場の設置状況	箇所	15	15	15	15		15		А	平成30年度に新設された地域 包括ケアシステムによる協議 の場において設置済み。		
2-(1)		(1)精神障害にも対 応した地域包括ケア システムの構築	障害者福 祉推進課	2-2	市町村毎の保健、医療、福祉関 係者による協議の場の設置状況	箇所	33	40	18	47		53	,	E	平成30年度に新設された地域 包括ケアシステムが本格実施 されたことに伴い、協議の場の 要件が厳格となったことによ り、設置数が減少した。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福 祉推進課	2-3	精神病床における65歳以上の1 年以上長期入院患者数	人	3,282 (H27.3)	3,208		3,134		3,058		_	・未公表のため空欄とした。		

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度 (実績)	30年度 (目標)	30年度 (実績)	元年度 (目標)	元年度 (実績)	2年度(目標)	2年度 (実績)	評価	成果の状況等 (30年度・コメント)	成果の状況等 (元年度・コメント)	成果の状況等 (2年度・コメント)
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福 祉推進課	2-4	精神病床における65歳未満の1 年以上長期入院患者数	人	3,046 (H27.3)	2,848		2,650		2,452	(248)	<u>—</u>	・未公表のため空欄とした。		
2–(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福 祉推進課	2-5	精神病床における3か月時点の 早期退院率	%	69 (H26.6)	70	68 (H28)			72		В	・精神病床における3か月時点の早期退院率を上げるために、家族支援等の推進に取り組む。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福 祉推進課	2-6	精神病床における6か月時点の 早期退院率	%	85 (H26.6)	86	84 (H28)	87		88		В	・精神病床における6か月時点の早期退院率を上げるために、ピアサポーターを活用し、 地域移行に取り組む。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福 祉推進課	2-7	精神病床における1年時点の退 院率	%	90 (H26.6)	91	90 (H28)	02		93		В	・精神病床における1年時点の 退院率を上げるために、ピア サポーターの活用や住まいの 確保支援に取り組む。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福 祉推進課	2-8	地域の精神保健医療体制の基 盤整備量	利用者数	_	382	_	764		1,104		_	・未公表のため空欄とした。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福 祉推進課	2-9	地域移行・定着協力病院の指定 数	箇所	11	15	19	21		26		Α	・地域移行・地域定着に協力 的な病院を適切に認定してい く。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福 祉推進課	2-10	地域移行・地域生活支援事業の 実ピアサポーター活動箇所数	見込 箇所 数	5	10	12	13		15		A	・ピアサポーターの活動箇所数 の拡大に取り組む。		
2-(2)	2精神障害のあ る人の地域生活 の推進	(2)精神科救急医療 体制の充実	障害者福 祉推進課	2-11	精神科救急基幹病院数	箇所	9	12	11	12		12		В	・精神科救急基幹病院数の拡 大に取り組む。		
2-(2)		(2)精神科救急医療 体制の充実	障害者福 祉推進課	2-12	精神科救急身体合併症に対応で きる施設数	箇所	5	5	5	5		5		А	・県内5箇所に設置済。精神科 救急身体合併症に対応できる 施設の拡大については検討 中。		
3-(1)	3障害のある人 への理解を広げ 権利を擁護する 取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福 祉推進課	3-1	共生社会という考え方を知ってい る県民の割合	%	_	_	39	_		50					
3-(1)		(1)障害のある人へ の理解の促進	障害者福 祉推進課	3-2	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知啓発活動の回数	回	1,201	1,011	1,594	1,011		1,011		A	目標を大きく上回る実績だが、 今後も条例等の認知率向上の ため、周知啓発活動に努め る。		
3-(Z)	3障害のある人 への理解を広げ 権利を擁護する 取組の推進	(2)子どもたちへの 福祉教育の推進	健康福祉 指導課	3-3	福祉教育推進員養成研修の修 了者数の数	Д	19	40	28	40		40			増加傾向ではあるが、一層の 周知を図り増加を目指す。		
3-(3)	3障害のある人 への理解を広げ 権利を擁護する 取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉 事業課	3-4	虐待防止アドバイザー派遣数	回	5	15	13	15		15		В	目標を下回る達成度となっている ため、市町村や障害福祉施設等 の関係機関に働きかけを行ってい く必要がある。		
3–(3)		(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福 祉推進課	3–5	職員対応要領を策定した市町村数	市町村	17	39	43	42		45	4	Α	目標を上回る実績となった。今 後も未設置の市町村に働きか けを行っていく		

C・・・・目標値の60%以上80%未満の達成率 D・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率 E・・・・・・・目標値の30%未満の達成率

-(その他)・調査中及び達成率による評価ができないもの等

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標 番号	項目	単位	28年度 (実績)	30年度 (目標)	30年度 (実績)	元年度(目標)	元年度 (実績)	2年度 (目標)	2年度 (実績)	評価	成果の状況等 (30年度・コメント)	成果の状況等 (元年度・コメント)	成果の状況等 (2年度・コメント)
3-(4)	3障害のある人 への理解を広げ 権利を擁護する 取組の推進	(4)地域における相 談支援体制の充実	障害者福 祉推進課	3-6	全分野の地域相談員が委嘱され ている圏域数	箇所	0	増加を目指します	0	増加を目指します		増加を目指します		E	地域相談員の委嘱替えを行う 年度ではなかったため、目標 未達成となった。(地域相談員 の任期は2年間)		
3-(4)		(4)地域における相 談支援体制の充実	障害者福 祉推進課		障害者差別解消支援地域協議 会を設置した市町村数	市町村	10	32	42	38		44		А	目標を上回る実績となった。今 後も未設置の市町村に働きか けを行っていく		
3-(5)	3障害のある人 への理解を広げ 権利を擁護する 取組の推進	(5)手話通訳等の人 材育成	障害者福 祉推進課	3-8	手話通訳者·要約筆記者実養成 講習終了見込者数	人	57	60	48	60		60		В	・手話通訳養成の最終課程で 受講者、修了率共に伸び悩ん だことからH30年度実績は目 標値を下回った。		
3-(5)		(5)手話通訳等の人 材育成	障害者福 祉推進課	3-9	盲ろう者向け通訳・介助員養成 講習終了見込者数	人	16	20	15	20		20		С	・定員に達する受講者があったが、全員の修了とはならず目標に達しなかった。		
3-(5)		(5)手話通訳等の人 材育成	障害者福 祉推進課	3–10	手話通訳者·要約筆記者派遣実 利用見込件数	件	457	476	427	476		476		В	・H30年度実績は目標値に達しなかったが、今後も引き続き事業の周知に取り組む。		
3-(5)		(5)手話通訳等の人 材育成	障害者福 祉推進課		盲ろう者向け通訳・介助員派遣 実利用見込件数	件	1,376	1,343	1,556	1,343		1,343		A	・H30年度実績が目標値を上 回った。今後も引き続き事業の 周知に取り組む。		
3-(5)		(5)手話通訳等の人 材育成	障害者福 祉推進課	3–12	点訳・朗読奉仕員の養成									A	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害者福 祉推進課		養成人数	Д	43	46	47	46		46		A	・点訳奉仕員24名、音訳奉仕 員23名で計47名の奉仕員を養成し、目標を達成しました。		
			障害者福 祉推進課		研修回数	□	2	2	2	2		2		A	・点訳、音訳それぞれ1回の研修を実施し、目標を達成した。 なお、研修の時間数は、点訳が48時間、音訳が40時間であった。		
4-(1)	4障害のある子ど もの療育支援体 制の充実	(1)障害のある子ど ものライフステージを 通じた一貫した療育 支援体制の充実	障害福祉 事業課	4-1	児童発達支援センター数	箇所	36	-	38	_		41		-	・32年度41箇所に向け進展し ている。		
4-(1)		(1)障害のある子ど ものライフステージを 通じた一貫した療育 支援体制の充実	障害福祉 事業課	4-2	児童発達支援事業所数	箇所	271	360	371	390		420		А	・新たに52事業所の開設があ り、目標以上の事業者数を達 成した。		
4-(1)		(1)障害のある子ど ものライフステージを 通じた一貫した療育 支援体制の充実	障害福祉 事業課	4-3	医療型児童発達支援事業所数	箇所	8	増加を目指します	8	増加を目指します		増加を目指します		E	・新規の開設がなく、現状維持となった。		
4-(1)		(1)障害のある子ど ものライフステージを 通じた一貫した療育 支援体制の充実	障害福祉 事業課	4-4	放課後等デイサービス事業所数	箇所	488	580	604	620		660		A	・新たに89事業所の開設があ り、目標以上の事業者数を達 成した。		
4-(1)		(1)障害のある子ど ものライフステージを 通じた一貫した療育 支援体制の充実	障害福祉 事業課	4-5	保育所等訪問支援事業所数	箇所	45	55	46	60		65		В	・新たな開設もあったが、目標に届かなかった。		

C・・・・目標値の60%以上80%未満の達成率 D・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率 E・・・・・・・目標値の30%未満の達成率

- (その他)・調査中及び達成率による評価ができないもの等

佐生		ひ達成率による評価					20年度	20年度	20年度	一一年度	- 二ケ 由	0年度	0年度		は用の仕辺空	は 田の 仕 辺 笠	は甲の仕辺笠
他束 番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標 番号	項目	単位	28年度 (実績)	30年度 (目標)	30年度 (実績)	元年度 (目標)	元年度 (実績)	2年度 (目標)	2年度 (実績)	評価	成果の状況等 (30年度・コメント)	成果の状況等 (元年度・コメント)	成果の状況等 (2年度・コメント)
4-(1)		(1)障害のある子ど ものライフステージを 通じた一貫した療育 支援体制の充実	障害福祉 事業課	4-6	ライフサポートファイルの実施市 町村数	市町村	39	増加を目指します	46	増加を目 指します		増加を目指します		А	・新たに2市がライフサポート ファイルを導入し、着実に増加 している。		
4-(2)	もの療育支援体	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉 事業課	4-7	短期入所事業所数(障害のある 子どもを受け入れる事業所)	箇所	96	102	112	108		114			・短期入所事業所数(障害の ある子どもを受け入れる事業 所)は目標である102箇所を10 箇所上回る112箇所と大幅増 の実績となった。		
4-(2)		(2)障害のある子ど もと家族への在宅支 援機能の強化	障害福祉 事業課	4-8	居宅介護事業所数(障害のある 子どもを受け入れる事業所)	箇所	750	800	768	850		900		В	・事業所の数は増加傾向にあるが、達成率は低くなっている。		
4-(3)	4障害のある子ど もの療育支援体 制の充実	(3)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	4-9	障害児等療育支援事業実施見 込み箇所数	箇所	56	50	55	50		50		А	・事業所からの実施協議が増 え、目標の事業所数を達成し た。		
4-(3)		(3)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	4-10	療育支援コーディネーターの配置 人数	人	6	増加を目指します	7	増加を目指します		増加を目指します		А	・新たに1圏域で1名の配置が あり、増加した。		
4-(4)	もの療育支援体	(4)障害のある子ど もへの医療・福祉 サービスの充実	障害福祉 事業課	4-11	医療的ケア児支援のための関係 機関の協議の場の設置数	箇所	3	30	16	30		30		D	・16箇所(県1、圏域1、市町村 14)の設置があった。		
4-(4)		(4)障害のある子ど もへの医療・福祉 サービスの充実	障害福祉 事業課	4-12	主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所数	箇所	24	_	24	_		30		_	・新たに4事業所の開設があった。		
4-(4)		(4)障害のある子ど もへの医療・福祉 サービスの充実	障害福祉 事業課	4-13	主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所数	箇所	25	_	27	_		31		_	・新たに3事業所の開設があっ た。		
4-(4)		(4)障害のある子ど もへの医療・福祉 サービスの充実	障害福祉 事業課	4-14	医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	人	_	50	15	70		90		D	-15名の配置があった。		
4-(4)		(4) 障害のある子ど もへの医療・福祉 サービスの充実	障害福祉 事業課	4-15	障害児入所施設数	箇所	16	17	17	17		17		A	・新たに1施設の開設があり、 目標を達成した。		
4-(4)		(4) 障害のある子ど もへの医療・福祉 サービスの充実	障害福祉 事業課	4-16	福祉型障害児入所施設入所定 員	人	278	288	288	288		288		A	・新たに1施設の開設があり、 目標の定員を達成した。		
4-(4)		(4)障害のある子ど もへの医療・福祉 サービスの充実	障害福祉 事業課	4-17	医療型障害児入所施設入所定 員	人	582	582	582	582		582		А	・目標の定員を維持している。		
4-(5)	4障害のある子ど もの療育支援体 制の充実	(5)障害のある子ど も一人一人が十分に 教育を受けられるた めの取組の充実	特別支援	4-18	幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	%	96.6	97.4	98.4	97.8		98.2		А	・特別支援学級、通級指導教室の在籍児童生徒はもとより、 合理的配慮の提供の申し出のあった幼児児童生徒に対して計画の作成と活用を推進しました。		

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標 番号	項目	単位	28年度 (実績)	30年度 (目標)	30年度 (実績)	元年度(目標)	元年度 (実績)	2年度 (目標)	2年度 (実績)	評価	成果の状況等 (30年度・コメント)	成果の状況等 (元年度・コメント)	成果の状況等 (2年度・コメント)
4–(5)		(5)障害のある子ど も一人一人が十分に 教育を受けられるた めの取組の充実	特別支援 教育課		幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	%	92.9	95.3	94.9	96.5		97.7		В	・特別支援学級、通級指導教室の在籍児童生徒はもとより、 合理的配慮の提供の申し出のあった幼児児童生徒に対して計画の作成と活用を推進しました。		
4–(5)		(5) 障害のある子ど も一人一人が十分に 教育を受けられるた めの取組の充実	特別支援 教育課	4-20	特別支援教育に関する教員研修 受講率	%	-	90	_	90		90		_	_		
4–(5)		(5)障害のある子ど も一人一人が十分に 教育を受けられるた めの取組の充実	特別支援 教育課	4-21	特別支援教育に関する校内委員 会の設置率	%	100	100	100	100		100		Α	・引き続き、一人一人の教育的 ニーズに応じた適切な支援が できるよう特別支援教育に関 する校内関係者による委員会 の設定、会議の質的向上を進 めました。		
4-(5)		(5)障害のある子ど も一人一人が十分に 教育を受けられるた めの取組の充実	特別支援 教育課	4-22	特別支援教育コーディネーターの 指名率	%	100	100	100	100		100		Α	・引き続き、学校における特別 支援教育コーディネーターの 資質の向上を図り、複数の教 員を指名できるよう校内支援 体制の充実を図りました。		
4-(5)		(5)障害のある子ど も一人一人が十分に 教育を受けられるた めの取組の充実	特別支援 教育課	4-23	特別支援学校教員の特別支援 学校教諭免許状保有率	%	87.7	90.6	93.6	92.1		93.5		A	・引続き、特別支援学校に勤 務する全ての者が特別支援学 校教諭免許状を取得するよう に働きかけました。		
4-(5)		(5)障害のある子ど も一人一人が十分に 教育を受けられるた めの取組の充実	特別支援 教育課		特別支援学校のセンター的機能 を主として担当する分掌・組織の 設置率	%	100	100	100	100		100		Α	・各校において、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、相談対応数は1万件を超えました。		
5-(1)	5障害のある人 の相談支援体制 の充実	(1)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	5-1	計画相談支援従事者数	人	830	900	調査中	950		1,000		_	10月判明予定		
5-(1)		(1)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	5-2	特定相談支援事業所所在市町 村数	市町村	46	_	48	_		54		_			
5-(1)		(1)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	5-3	一般相談支援事業所所在市町 村数	市町村	36	_	34	_		54		_			
5–(1)		(1)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	5-4	千葉県相談支援アドバイザー派 遣事業									Α	(アドバイザー配置数の評価)	(アドバイザー配置数の評価)	(アドバイザー配置数の評価)
			障害福祉 事業課		アドバイザー配置数	人	32	36	37	38		40		А	配置数の増により目標を達成した。		
			障害福祉 事業課		アドバイザー派遣件数	件	4	12	13	12		12		А	目標を達成した。		
5-(1)		(1)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	5-5	基幹相談支援センター設置市町 村数	市町村	16		調査中			44			10月判明予定		

C・・・・目標値の60%以上80%未満の達成率

D・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率 E・・・・・・目標値の30%未満の達成率

- (その他)・調査中及び達成率による評価ができないもの等

施策 番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標 番号	項目	単位	28年度 (実績)	30年度 (目標)	30年度 (実績)	元年度 (目標)	元年度(実績)	2年度 (目標)	2年度(実績)	評価	成果の状況等 (30年度・コメント)	成果の状況等 (元年度・コメント)	成果の状況等 (2年度・コメント)
5–(1)		(1)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	5–6	発達障害者支援センター相談件 数(地域相談支援機関での相談 を含む)	件	9,863		9,696			12,000					
5-(1)		(1)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	5–7	発達障害者支援センター及び発 達障害者地域支援マネージャー の助言件数	件	294		302			400		_			
5-(1)		(1)地域における相 談支援体制の充実	障害福祉 事業課	5-8	発達障害者支援センター及び発 達障害者地域支援マネージャー の研修、啓発件数	件	271		171			400					
5-(1)		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉 事業課	5-9	発達障害者支援地域協議会の 開催回数	回	_	3	2	3		3		С	開催回数が目標に達しなかった。		
5-(2)	5障害のある人 の相談支援体制 の充実	(2)地域における相 談支援従事者研修 の充実	障害福祉 事業課	5-10	計画相談支援従事者数(再掲)	٨	830	900	調査中	950		1,000		_	10月判明予定		
5-(2)		(2)地域における相 談支援従事者研修 の充実	障害福祉 事業課	5-11	相談支援専門員の養成数	人	365	600	346	600		600		D	同時開催のサービス管理責任 者養成課程の受講枠を優先し たため、相談支援専門員の養 成数が目標に達しなかった。		
5-(2)		(2)地域における相 談支援従事者研修 の充実	障害福祉 事業課	5-12	相談支援専門コース別研修事業									D	(受講者数の評価)	(受講者数の評価)	(受講者数の評価)
			障害福祉 事業課		受講者数	,	222	500	282	500		500		D	・事業予算の削減に伴い目標の受講者数を確保することができなかったため、研修内容や周知方法について検討する。		
			障害福祉 事業課		研修開催回数	回	5	6	4	6		6		C	・事業予算の削減に伴い目標 の開催回数を確保できなかっ たため、今後の実施方法等を 検討する。		
5-(3)	5障害のある人 の相談支援体制 の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉 事業課	5-13	医療的ケアの必要な子ども等へ の相談支援研修の受講者数	人	53	80	87	80		80		A	目標を上回る人数が受講し た。		
6-(1)	6障害のある人 の一般就労の促 進と福祉的就労 の充実	(1)就労支援・定着 支援の体制強化	障害福祉 事業課	6-1	福祉施設利用者の一般就労へ の移行実績	人	736	925	923	1,020		1,110			実績は増加しているものの目 標値に僅かに届かなかった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	障害福祉 事業課	6-2	就労移行支援事業の利用者数	人	1,686	1,860	1,884	1,945		2,025		A	目標値を上回る利用があっ た。		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	障害福祉 事業課	6-3	就労移行率が30%以上の就労 移行支援事業者数の割合	%	47	50	66	50		50			就労移行率が30%以上の就労 移行支援事業所が増加した。		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	障害福祉 事業課	6-4	就労移行支援事業及び就労継続 支援事業の利用者の一般就労 への移行者数	人	723	905	967	995		1,085		A	障害者の一般就労への移行 について、目標値を上回った。		

施策 番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標 番号	項目	単位	28年度 (実績)	30年度 (目標)	30年度 (実績)	元年度 (目標)	元年度 (実績)	2年度 (目標)	2年度 (実績)	評価	成果の状況等 (30年度・コメント)	成果の状況等 (元年度・コメント)	成果の状況等 (2年度・コメント)
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	障害福祉 事業課	6-5	職場定着率	%		_	_	80		80			令和元年度実績から調査を開 始する。		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	障害福祉 事業課	6-6	就労定着支援の利用者	人	_	470	調査中	662		813			12月頃判明見込み		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	産業人材課	6-7	障害者高等技術専門校の就職 率	%	84	80	81.8	80		80		А	・コースによるバラつきはみら れたが、全体としては目標を達 成することができ、基礎実務 コースは100%となった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	産業人材 課	6-8	委託訓練事業の受講者数	人	162	200	159	200		200			・全体としては目標値を下回ったが、コースによっては目標値を上回る受講があった。申込者数については180名であった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	障害福祉 事業課	6-9	福祉施設から公共職業安定所へ 誘導する福祉施設利用者数	人	420	470	調査中	500		530			12月頃判明見込み		
6–(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	障害福祉 事業課	6-10	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	人	380	425	調査中	450		475			12月頃判明見込み		
6-(1)			障害福祉 事業課	6-11	福祉施設利用者のうち公共職業 安定所の支援を受けて就職する 者の数	人	490	550	調査中	585		620			12月頃判明見込み		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	産業人材課	6-12	従業員45.5人以上規模の企業 で雇用される障害のある人の数	人	9,277 ※50人以 上規模の 企業	10,200	10,988.5	10,450		10,700		А	・法定雇用率の引上げ、精神 障害者の雇用義務化などによ り、調査の結果、前年比で 10.6%の増加となった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	産業人材課	6-13	従業員45.5人以上規模の企業 で雇用される精神障害のある人 の数	人	936.5 ※50人以 上規模の 企業	1,350	1,617.0	1,540		1,730		А	・法定雇用率の引上げ、精神 障害者の雇用義務化などによ り、調査の結果、前年比で 39.1%の大幅な増加となった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着 支援の体制強化	産業人材課	6-14	障害者雇用率を達成した公的機 関の割合	%	82.6	100	71.3	100		100		С	・各公的機関において、障害者 の集計状況について、再点検 を行った結果、前年を5.5%下 回った。		
6-(2)	6障害のある人 の一般就労の促 進と福祉的就労 の充実	(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉 事業課	6-15	障害者就業・生活支援センター 登録者の就職件数	件	686	745	751	775		805		А	平成30年度の数値目標を上 回った。		
		(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉 事業課	6-16	障害者就業・生活支援センター 登録者のうち精神障害者の就職 者の職場定着率	%	71.5	72.7	72.2	73.3		73.9		В	平成28年度の実績値は上回ったものの30年度の目標値には 届かなかった。		
6-(3)	6障害のある人 の一般就労の促 進と福祉的就労 の充実	(3)障害のある人を 雇用する企業等への 支援	産業人材課	6-17	企業支援員の支援企業数	社	4,877	6,000	6,004	6,600		7,200		А	・目標値を上回った。今後も引き続き企業支援員の活用について周知を図ってまいりたい。		
6-(3)		(3)障害のある人を 雇用する企業等への 支援	産業人材 課	6-18	従業員45.5人以上規模の企業 で雇用される障害のある人の数 (再掲)	人	9,277 ※50人以 上規模の 企業	10,200	10,988.5	10,450		10,700			・法定雇用率の引上げ、精神 障害者の雇用義務化などによ り、調査の結果、前年比で 10.6%の増加となり、目標値を 上回った。		

施策 番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標 番号		項目	単位	28年度 (実績)	30年度 (目標)	30年度 (実績)	元年度 (目標)	元年度 (実績)	2年度 (目標)	2年度 (実績)	評価	成果の状況等 (30年度・コメント)	成果の状況等 (元年度・コメント)	成果の状況等 (2年度・コメント)
6-(3)		(3)障害のある人を 雇用する企業等への 支援	産業人材課		従業員 で雇用 の数(す	45. 5人以上規模の企業 される精神障害のある人 §掲)	Д	936.5 ※50人以 上規模の 企業	1,350	1,617.0	1,540		1,730		Α	・法定雇用率の引上げ、精神 障害者の雇用義務化などによ り、調査の結果、前年比で 39.1%の大幅な増加となり目 標値を上回った。		
6-(4)	6障害のある人 の一般就労の促 進と福祉的就労 の充実	(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉 事業課	6-20	ネットワ開催した	リーク構築のための会議を た圏域数	箇所	16	16	16	16		16			県内の障害保健福祉圏域ごとに設置された障害者就業・生活支援センター(16箇所)において、地域意見交換会等の取組を実施した。		
6-(5)	6障害のある人 の一般就労の促 進と福祉的就労 の充実	の賃金(工賃)向上 への取組の推進	障害福祉 事業課	6-21	就労継工賃月	続支援B型事業所の平均 額	円	13,769	15,000	調査中	16,000		17,000			11月頃判明予定		
6-(5)		で行う障害のある人 の賃金(工賃)向上 への取組の推進	障害福祉 事業課	6-22	就労継の基準	続支援A型事業所が条例 を満たしている割合	%	_	_	30.6	_		100			条例の基準を満たしている事 業所は49事業所中15事業所		
6-(5)			障害福祉 事業課	6-23	県内官	公需実績(県及び市町村)										(県発注金額と市町村発注金 額の達成率平均値)	(県発注金額と市町村発注金 額の達成率平均値)	(県発注金額と市町村発注金 額の達成率平均値)
			障害福祉 事業課			発注件数 (件)	件	298	450	調査中	525		600			10月頃判明予定		
			障害福祉 事業課			#####################################	千円	20,175	24,600	調査中	26,800		29,000			10月頃判明予定		
	***************************************		障害福祉 事業課		市町	発注件数(件)	件	790	870	調査中	910		950			10月頃判明予定		
			障害福祉 事業課		村	発注金額(千円)	千円	126,963	149,000	調査中	160,000		171,000			10月頃判明予定		
7–(1)	7障害のある人 一人ひとりに着 目した支援の充 実	(1)地域の支援施設 等のみでは支援が困 難な障害に対する支 援の推進	障害福祉	7–1		害者支援地域協議会の 数(再掲)	回	_	3	2	3		3		С	開催回数が目標に達しなかった。		
7–(1)		(1)地域の支援施設 等のみでは支援が困 難な障害に対する支 援の推進	障害福祉	7-2	達障害	害者支援センター及び発 者地域支援マネージャー 機関への助言件数見込	件	294	_	302	_		400		_			
7–(1)		(1)地域の支援施設 等のみでは支援が困 難な障害に対する支 援の推進	障害福祉	7–3	達障害 の外部	害者支援センター及び発 者地域支援マネージャー 機関や地域住民への研 発件数見込数	件	271		171			400		_			
7–(1)		(1)地域の支援施設 等のみでは支援が困 難な障害に対する支 援の推進	障害福祉	7-4	発達障業	害者支援センター運営事									А	(研修等受講者数の評価)	(研修等受講者数の評価)	(研修等受講者数の評価)
			障害福祉 事業課		実施	拖見込箇所数	箇所	2	2	2	2		2		А	目標を達成した。		

		ひ達成率による評価 		数値目標			28年度	30年度	30年度	元年度	元年度	2年度	2年度		成果の状況等	成果の状況等	成果の状況等
施策 番号	主要施策	基本施策	担当課	番号	項目	単位	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	評価	(30年度・コメント)	(元年度・コメント)	(2年度・コメント)
			障害福祉 事業課		実利用見込者数	人	1,119	1,200	856	1,200		1,200		С	市町村等関係機関への研修 等、間接的支援の強化により 直接支援者数は減少してい る。		
			障害福祉 事業課		研修等受講者数	人	6,080	6,000	7,631	6,000		6,000		Α	目標数を上回る人数が受講し た。		
			障害福祉 事業課		相談件数(地域相談支援機 関での対応を含む)(再掲)	件	9,863	_	9,696	_		12,000		_			
7–(1)		(1)地域の支援施設 等のみでは支援が困 難な障害に対する支 援の推進	障害者福	7–5	高次脳支援拠点機関数	箇所	3	3	3	4		4		А	・県内3箇所(中央、北西部、南部)に支援拠点機関を設置。		
7–(2)	7障害のある人 一人ひとりに着 目した支援の充 実	(2)通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉 事業課	7–6	医療的ケアが行える短期入所事 業者数	箇所	12	13	27	14		15		А	医療的ケアが行える短期入所 事業者数は目標である13箇所 を14箇所上回る大幅増の実績 となった。		
7–(3)	7障害のある人 一人ひとりに着 目した支援の充 実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉 事業課	7–7	主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所数(再掲)	箇所	24	_	24	_		30		_	新たに4事業所の開設があった。		
7–(3)		(3)障害のある子ど もと家族への在宅支 援機能の強化	障害福祉 事業課	7–8	主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所数 (箇所)(再掲)	箇所	25	_	27			31			新たに3事業所の開設があっ た。		
7–(3)		(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉 事業課	7–9	医療的ケア児支援のための関係 機関の協議の場の設置数(再 掲)	箇所	3	30	16	30		30		D	16箇所(県1、圏域1、市町村 14)の設置があった。		
7–(3)		(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉 事業課	7–10	障害児等療育支援事業実施見 込み箇所数(再掲)	箇所	56	50	55	50		50		А	事業所からの実施協議が増 え、目標の事業所数を達成し た。		
7–(5)	7障害のある人 一人ひとりに着 目した支援の充 実	(5)重度·重複障害 のある人等の地域生 活移行の推進	障害福祉 事業課	7-11	「強度行動障害のある方の支援 者に対する研修事業」受講者数 (累計)(再掲)	人	48	80	80	96		112		А	計画に沿って着実に研修を実施している。		
7-(6)	7障害のある人 一人ひとりに着 目した支援の充 実	(6)ひきこもりに関する支援の推進	障害者福 祉推進課	7-12	アウトリーチ型の訪問件数	件	12	20	15	30		30		С	・支援日決定後、様々な事情から希望者からのキャンセルとなる場合もあり、件数は伸びない。		
8-(1)	8様々な視点か ら取り組むべき 事項	(1)人材の確保・定 着	障害福祉 事業課	8-1	重度訪問介護従事者の養成(強 度行動障害を除く)									А	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害福祉 事業課		養成人数	人	8	20	133	20		20		А	目標を上回る養成人数を確保した。		
			障害福祉 事業課		研修回数	0	6	4	26	4		4		Α	目標を上回る研修回数を確保した。		

施策	主要施策	ひ達成率による評価 基本施策	担当課		項目	単位	28年度	30年度	30年度	元年度	元年度	2年度	2年度	= 亚/ ≖	成果の状況等	成果の状況等	成果の状況等
番号	土安旭束	基 本 加 束	担ヨ誄	数値目標 番号	サロ	甲亚	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	2年度 (実績)	評価	(30年度・コメント)	(元年度・コメント)	(2年度・コメント)
8-(1)		(1)人材の確保・定 着	障害福祉 事業課	8-2	同行援護従事者の養成									А	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	
			障害福祉 事業課		養成人数	人	555	500	583	500		500		А	目標を上回る養成人数を確保した。		(養成人数の評価)
			障害福祉 事業課		研修回数	回	30	25	48	25		25		Α	目標を上回る研修回数を確保した。		
8-(1)		(1)人材の確保・定 着	障害福祉 事業課	8-3	強度行動障害支援者の養成									А	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害福祉 事業課		養成人数	人	1,422	500	1,418	500		500		А	目標を上回る養成人数を確保した。		
			障害福祉 事業課		研修回数		6	4	19	4		4		Α	目標を上回る研修回数を確保した。		
8–(1)		(1)人材の確保・定 着	障害福祉 事業課	8–4	ガイドヘルパーの養成									D	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害福祉 事業課		養成人数	人	131	200	116	200		200		D	同行援護従事者研修及び強 度行動障害支援者養成研修 への移行により、受講者は大 幅に減少している。		
			障害福祉 事業課		研修回数	回	11	15	9	15		15		С	同行援護従事者研修及び強 度行動障害支援者養成研修 への移行により、受講者は大 幅に減少している。		
8-(1)		(1)人材の確保・定 着	障害福祉 事業課	8–5	サービス管理責任者の養成(児童発達支援管理責任者も含む)									А	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害福祉 事業課		養成人数	人	720	740	771	750		760		Α	目標を上回る養成人数を確保 した。		
			障害福祉 事業課		研修回数	回	1	1	1	1		1		А	目標を上回る研修回数を確保した。		
8–(1)		(1)人材の確保・定 着	医療整備課	8–6	医師及び看護師の確保定着									В	(貸し付け医師数の評価)	(貸し付け医師数の評価)	(貸し付け医師数の評価)
			医療整備課		医師修学資金の貸付を受け た医師数	人	16	25	23	25		35		В	医師修学資金の貸付を受けた 23名が新たに医師として業務 を開始した。		

(評価)
A・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・目標値の60%以上80%未満の達成率
D・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
ー(その他)・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

施策	主要施策	基本施策	担当課	数値目標 番号	項目	単位	28年度 (実績)	30年度 (目標)	30年度 (実績)	元年度 (目標)	元年度 (実績)	2年度 (目標)	2年度 (実績)	評価	成果の状況等 (30年度・コメント)	成果の状況等 (元年度・コメント)	成果の状況等 (2年度・コメント)
			医療整備課		養成所卒業生の県内就業率	%	67.3	_	67.9			増加を目指します		Α	目標に対し、0.2%上昇した。 養成所の内、特に大学及び専 門学校において上昇した。		
			医療整備課		看護職員の離職率	%	11.5	_	調査中	_		低下を目 指します			30年度の調査結果は、令和2 年6月頃判明。(H27年度⇒H 28年度は、11.7⇒11.5へ低下。 (日本看護協会発表)		
8-(1)		(1)人材の確保・定 着	健康福祉 指導課	8-7	福祉・介護人材確保対策事業の 事業数	件	132	150	181	150		150			事業実績が増加し、目標を達 成できた。		
8-(3)		(3)保健と医療に関する支援	障害福祉 事業課	8-8	障害者支援施設及び障害児入所 施設の歯科健診実施率	%	98	98	89	99		100		В	81施設のうち72施設が実施 し、目標値には至らなかった		
8-(4)		(4)スポーツと文化 活動に対する支援	障害者福 祉推進課	8-9	障害者スポーツ指導員の養成者 数	7	35	80	69	80		80		В	前年度比で受講者数は増加したものの、目標数に達することはできなかった。		
8-(4)		(4)スポーツと文化 活動に対する支援	障害者福 祉推進課	8-10	障害者スポーツの指導者数	人	628	増加を目指します	773	増加を目指します		増加を目指します		Α	H30年度は目標を達成することができた。引き続き指導者数の増加に取り組む。		
8-(5)		(5)住まいとまちづく りに関する支援	公園緑地課	8-11	障害者駐車場が整備されている 県立公園									A	(公園数の評価)	(公園数の評価)	(公園数の評価)
			公園緑地課		公園数	箇所	13	13	13	13		13		Α	駐車場については新規整備を 予定していなかったため、整備 済み公園数は13公園のまま推 移している。		
			公園緑地課		整備率	%	93	93	93	93		93		Α	駐車場のある14の県立都市公 園に対し、13公園で整備され ている。		
8-(5)		(5)住まいとまちづく りに関する支援	公園緑地課	8-12	多機能トイレが整備されている県 立公園									A	(公園数の評価)	(公園数の評価)	(公園数の評価)
			公園緑地課		公園数	箇所	12	12	12	12		13		^	多機能トイレの新規整備を予 定していなかったため、整備済 み公園数は12公園のまま推移 している。		
			公園緑地課		整備率	%	80	80	80	80		87		A	15の県立都市公園に対し、12 公園で整備されている。		
8–(5)		(5)住まいとまちづく りに関する支援	交通計画 課	8-13	主要駅エレベーター・エスカレー ターの整備率	%	94.5	96	95.9	98		100			3市(3駅6基)のエレベーターに 対し、補助を行った。		
8–(5)		(5)住まいとまちづく りに関する支援	交通計画課	8-14	乗合バス車両のノンステップバス の導入率	%	56.8	62.4	調査中(12 月頃に判 明する見込 み)	66.0		70			ノンステップバス33台(9事業者)に対し、補助を行った。		

(評価)
A・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・目標値の60%以上80%未満の達成率
D・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
ー(その他)・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

施策 番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標 番号	項目	単位	28年度 (実績)	30年度 (目標)	30年度 (実績)	元年度 (目標)	元年度 (実績)	2年度 (目標)	2年度 (実績)	評価	成果の状況等 (30年度・コメント)	成果の状況等 (元年度・コメント)	成果の状況等 (2年度・コメント)
8-(5)		(5)住まいとまちづく りに関する支援	住宅課	8-15	県営住宅のうちバリアフリー化さ れた住宅数	戸	4,508	4,598	4,740	4,706		4,796		Α	計画通り、バリアフリー化され た県営住宅を整備した。		
8-(5)		(5)住まいとまちづく りに関する支援	住宅課	8-16	障害者等の住宅確保要配慮者 向け住宅登録戸数	戸		増加を目 指します	53	増加を目指します		増加を目指します		Α	平成29年の法改正により新た な制度が創設され、登録が開 始された		
8–(5)		(5)住まいとまちづく りに関する支援	健康福祉 指導課	8-17	タクシ-車両のうち、福祉タクシー の導入台数	台		220	209	330		440		В	導入を予定していたタクシー事業者の個別の理由により、導入が図られないものが発生した。		
8–(5)		(5)住まいとまちづく りに関する支援	住宅課	8-18	居住支援協議会を自ら設立し、 又はこれに参画する市町村の割 合	%	37	増加を目指します	67	増加を目指します		増加を目指します		А	・県の協議会への参加市町村 が36に増加し、うち2市におい て市の協議会が設置された。		
8–(5)		(5)住まいとまちづく りに関する支援	交通計画 課	8-19	一定の旅客施設のバリアフリー 化段差解消(8-13と同一内容 である。)	%	94.5	96	95.9	98		100		В	3市(3駅6基)のエレベーターに 対し、補助を行った。		
8-(6)		(6)暮らしの安全・安 心に関する支援	防災政策 課	8-20	避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定着手市町村数	市町村	28	41	38	47		54		Ь	個別計画の策定に着手した市町 村数は増加しているものの、目標 は達成できていない。引き続き、未 着手の市町村へ働きかけを行う。		
8-(6)		(6)暮らしの安全・安 心に関する支援	消防課	8-21	聴覚・言語機能障害者がスマート フォン等を用いて円滑に119番 通報できるシステムを導入してい る消防本部の割合	%	26	50	29	75		100		D	目標値には達しなかった。 31消防(局)本部中9消防本部 で導入されている。		
8-(6)		(6)暮らしの安全・安 心に関する支援	健康福祉 指導課	8-22	日常生活自立支援事業利用者 数(再掲)	人	1,159	1,220	1,234	1,250		1,280			緩やかな増加傾向であり、適 切な制度運営がなされている と認められる。		
8-(6)		(6)暮らしの安全・安 心に関する支援	河川整備課	8–23	要配慮者利用施設、防災拠点を 保全し、人命を守る土砂災害対 策実施率	%	40.5	41.7	40.5	41.7		41.7		В	市原市辰巳台で要配慮者利用 施設の保全を目的に土砂災害 対策施設の整備を実施した。 対策区間延長 L=341m 対策済延長 L=179m		

障がい福祉に関する アンケート調査

で協力のお願い -

道をでは、市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める「浦安市障がい者福祉計画(令和3年度~令和5年度)」策定の準備をしています。

その一環として、計画づくりの基礎資料とするため、障がいのある方の生活の状況 やご意見、お考えをうかがうアンケート調査を実施することにしました。

ご回答いただいた調査票は、すべて統計的に処理し、あなたのお名前や回答の内容が他の人に知られることはありません。このアンケートを、浦安市の障がい福祉施策の充実に活かしていきたいと思いますので、ぜひ、ご協力をお願いします。

うらやすし浦安市

ご記入にあたってのお願い —

- 1. このアンケートは、浦安市に住所がある身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健 ふくしてちょう ちないない ないない ないない さいじんしょうがいしゃほけん 高くしてちょう ちないない ないない ないない さいしんだん さいしんしょうがいしゃほけん ないないできょう ちない ないない ないない ないない ないない さいしんだん さいしんしょうがいしゃほけん 原子 育手帳・精神障害者保健 福祉手帳をお持ちの方、難病等の診断を受け福祉サービス利用の認定を受けている方にお願いしています。
- 2. 回答は、宛名のご本人について記入してください。<u>ご本人が記入できない場合は、ご家族</u> や介助者の方が、ご本人に相談したり、ご本人の意思を尊重して記入してください。
- 3. 質問には、回答していただく方が限られる場合がありますので、説明書きに注意してください。
- 4. このアンケートの結果は、報告書として冊子にし、市ホームページでも公開します。
- 5. ご不明な点がありましたら、障がい事業課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】浦安市役所 障がい事業課

電 話:047-712-6397(直通) ファクス:047-355-1294

Eメール: shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

1. 本人 ほんにんいがい かぞく
2. 本人以外の家族が本人の意思を聞いて代筆
3. 福祉サービス事業所等の介助者が本人の意思を聞いて代筆
4. 家族、介助者が本人の意思を考えて記入 5. その他()
り、での他(
1 基礎的事項
・
割2 お持ちの手帳の種類と等級をお答えください。(<u>あてはまるものすべて</u> に〇をつけて記入)
1.身体障害者手帳••••• <u></u> 級
2. 療育手帳・・・・・・・ [🙆 Aの1 Aの2 Bの1 Bの2]
3. 精神障害者保健福祉手帳•• [1 級 2 級 3 級]
なんびょう とくていしっぺい にんてい 4.難病(特定疾病)の認定
5. いずれもない
1. 視覚障がい 2. 聴覚障がい 3. 平衡機能障がい 4. 音声・言語・そしゃく機能障がい 5. 肢体不自由 6. 内部障がい
7. その他(

この調査 票 を記入 していただいたのはどなたですか。(<u>1つ</u>に〇)

1. 発達障がい	2. 高次脳機能障がい 3. いずれも受け	ていない
問4 あなたは、日常的に必	要となる医療的ケアを受けていますか。(<u>1つ</u> に	(0)
1. 受けている	2. 憂けていない	
さい で	たいとう かた また また と と回答した方にお聞きします。 けている医療的ケアの種類は次のどれですか。	
(あてはまるもの		
1. 人工呼吸器 1. 人工呼吸器 2. 吸引 3. 吸入・ネブライサ 4. 経営は	6. 人工肛門 7. 酸素療法 8. 人工透析 9. その他()
5. 導尿		
問5 あなたが現在の生活を (あてはまるものすべて	していくうえでの主な 収 入 は何ですか。 に〇)	
1. 本人の給料・賃金	^{きゅう} A. 生活保護費)
5. 親の収入		
問6 あなたの収入を管理	しているのは、誰ですか。(<u>芋なもの1つ</u> にO)	
1. 本人 2. 家族	3. 親戚 4. その他()

問3 あなたは境差、以下の診断を受けていますか。(<u>あてはまるものすべて</u>にO)

2 福祉サービス等について

覧7 あなたは 障 がい福祉サービスを利用していますか。(<u>1つ</u>にO)

- 1. 利用している
- 2. 過去に利用していたが、現在は利用していない
- 3. 利用していない

というで「2. 過去に利用していたが、現在は利用していない」または「3. 利用していない」と答えた方におたずねします。

い」と含えに力にあたずねします。 らいではないでする。 問アー1 サービスを利用してない理由は何ですか。(<u>あてはまるものすべて</u>に〇)

- 1. 必要ではない
- 2. 自分に合ったサービスがない
- 3. サービスの内容や相談先がわからない
- 4. サービスの利用 料 が高い
- 5. 利用のための手続きが面倒
- 6. 事業者とのサービス調整が大変
- 7. 以前利用した際に嫌なことがあった
- 8. 他人と関わりたくない
- 9. その他(

とい 問7で「1.利用している」と答えた方におたずねします。

- - 1. サービスに関する情報が必ない
 - 2. 事業者に関する情報が少ない
 - 3. 利用したい内容のサービスがない
 - 4. 利用できる首数や日数が少ない
 - 5. 利用するための手続きが大変

6. 事業所との利用目時などの調整が大変

)

- 7. 経済的負担が大きい
- 8. 他人を蒙に入れたくない
- 9. その他(
- 10. 特にない

生活の場について

問8 あなたは今どこで暮らしていますか。 (<u>羊</u>なもの1つにO)

- 1. 持ち家(戸建て、分譲マンション等)
- 2. 民間賃貸住宅(戸建て、賃貸アパート・マンション等)
- こうえいじゅうたく けんえいじゅうたく しえいじゅうたくとう 3. 公営住宅(県営住宅、市営住宅等)
- 1. 社宅、会社の寮
- 5. グループホーム (介護や支援、見守りがある少人数の共同生活)
 6. 病に入院
- 7. 障がい者・障がい児の福祉施設に入所
- 8. 介護保険施設(特別養護老人ホームなど)に入所
- 9. その他 (

間9 いっしょに $\stackrel{\mathfrak{g}}{\operatorname{L}}$ んでいる $\stackrel{\circ\circ}{\operatorname{D}}$ はいますか。(1つに〇)

1. いる

2. いない (間10へ)

答えた方におたずねします。

間9-1 いっしょに住んでいる方についてお答えください。 (あてはまるものすべてに〇)

- 1. 父親
- 4. こども
- 7. その他の親族

- 2. 母親
- 5. 兄弟姉妹
- 8. 友人
- 3. 配偶者(夫·妻) 6. 祖父·祖母
- 9. その他(

覧10 ふだん身の闇りの世話(介助)をしてくれるのは誰ですか。(<u>1つ</u>にO)

- 1. 父親
- 5. 兄弟姉妹
- 8. 友人

- 2. 母親
- 6. 祖父•祖母
- 9. サービス事業者
- 3. 配偶者(夫・妻) 7. その他の親族
- 10. その他(

4. こども

11. 介助を受けていない

▶問10で「1」~「7」と答えた方におたずねします。

問10-1 その方の年齢についてお答えください。(1つに〇)

- 1. 20歳未満
- 4. 40代

7. 65歳~74歳

)

2. 20代

5. 50代

8. 75歳以上

3. 30代

- 6. 60歳~64歳
- 9. わからない

とい 問11 あなたは、今後(将来)どのような暮らしを希望していますか。(<u>1つ</u>に〇)

- 1. ひとり暮らし
- 2. 配偶者や子どもと暮らす
- 3. 親との同居
- 4. 兄弟などと同居
- 5. グループホーム(介護や支援、見守りがある少人数の共同生活)
- しせつ おおせい ひと いっしょ く 6. 施設など、大勢の人と一緒の暮らし
- 7. その他(

。。 問11で「5.グループホーム」と答えた方におたずねします。

・・間11-1 どのようなグループホームで暮らしたいと覚っていますか。

(性なもの3つまでに0)

1. 入居費用が安い

6. 他の入居者と交流できる

2. 駅・バス停から近い

- 7. 一人の空間が守られている
- 3. 建物・設備がバリアフリーになっている 8. 将来一人で暮らすための支援をしてくれる
- 4. 困った時に相談できる

9. その他

5. 医療 職 と連携している

(

)

- 問12 今後(将来)の暮らしについて、必要だと思うことや、課題または不安だと思うことは何ですか。 (主なもの3つまでにO)
 - 1. 同居者、支援者、近隣住人との人間関係
 - 2. 日常的な生活面のフォロー
 - 3. 緊急時の対応
 - 4. 通所施設や病院などへの送迎
 - 5. 障がい特性に応じた専門的な支援
 - 6. 食事の提供
 - 7. 建物の設備・構造
 - 8. 健康管理・相談 (服薬管理を含む)
 - 9. 費用面
 - 10. 相談支援体制
 - 11. プライベートな空間
 - 12. 入浴、排せつ介助等の身体的介助
 - 13. 医療的ケア
 - 14. 定期的に訪問し、生活に対する助言や他機関との連絡調整をしてくれるサービス (自立生活援助)
 - 15. その他(

16. 特にない

- 6 -

とい せいねんこうけんせいと そん 問13 成年後見制度をご存じですか。(1つに〇)

1. 知っている

3. まったく知らない

)

2. 聞いたことはあるが、よく知らない

とい こんご せいねんこうけんせいと 問14 今後、成年後見制度について、どのように 考 えますか。 (1つに〇)

1. 利用したい

3. 関心がない

2. よくわからないので、教えてほしい

4. その他(

せいねんこうけんせいと ちてきしょう せいしんしょう はんだんのうりょく じゅうぶん かた まも 成年後見制度は、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方を守るために、 しえん ひと こうけんにん せいさ 支援してくれる人 (後見人)をつける制度です。

くたいてき つぎ しぇん 具体的には次のような支援があります。

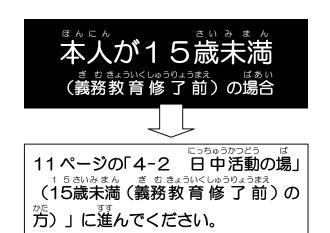
- ざいさんかんり しえん
- ・財産管理の支援

せいねんこうけんしえん うらやすししゃかいふくしきょうぎかいない そうだんしえんじぎょうしょ そうだん うらやす成年後見支援センター(浦安市社会福祉協議会内)や相談支援事業所で相談することもで きます。

宛名のご本人の年齢により、回答いただく内容が異なります。



8ページの「4-1 日中活動の場」 さいいじょう ぎ む きょういくしゅうりょうご (15歳以上(義務教育修了後)の 方)」にお答えください。



にっちゅうかつどう ば 日中活動の場について(15歳以上(義務教育修了後)の方)

8) 15 平日の昼間、どのように過ごしていますか。(<u>草なもの1つ</u>に〇)

- 1. 学校に通っている
- はたら みんかんきぎょう じえいぎょう しゅうろうくんれん ふくしてきしゅうろう 働いている (民間企業や自営業、就労訓練、福祉的就労など)
- 3. 施設や病院などに通って訓練や介護を受けている (機能訓練・生活訓練・生活介護など)
- 4. 自宅で過ごしている(就学や就労はしていない)
- 5. 医療機関や福祉施設などに入院・入所している
- 6. その他(

問15で「2. 働いている」と答えた方におたずねします。

問 15-1 どこで働いていますか。(<u>デなもの1つ</u>にO)

- 1. 企業などで正社員・正 職 員
- 2. 企業などで臨時、アルバイト、パート
- 3. 自営業 会社を経営
- 4. 在宅ワーク
- 5. 就労継続支援や就労移行支援を利用
- 6. 地域活動支援センターを利用
- 7. その他(

問15で「4.首宅で過ごしている」と答えた方におたずねします。

間15-2 就学や就労をしていない理由は何ですか。 (主なもの3つまでに0)

- 1. 障がいが重い、または病弱のため
- 2. 高齢のため
- 3. 働くところが見つからないため
- 4. 賃金が低いなど労働条件が悪いため
- 5. 自分に合う仕事がないため
- 6. 通勤が困難なため

7. 家事・育児・介助・介護があるため

)

)

)

- 8. 職場の人間関係がわずらわしいため
- 9. 働きたくないため 10. 働くための訓練支援がないため
- 11. 介助がないため
- 12. その他(

-8-

覧16 あなたは今後(将来)働くことを希望しますか。(1つにO)

- 働きたい 2. 働 きたくない、または 働 きたいが 働 けない 3. わからない 4. その他(
- ▶問16で「1. 働きたい」と答えた方におたずねします。

問16-1 どんなところで 働 きたいですか。(1つに〇)

- 1. 企業などで正社員・正 職員
- 2. 企業などで臨時、アルバイト、パート
- 3. 自営業 · 会社を経営
- 4. 在宅ワーク
- 5. 就労継続支援や就労移行支援を利用
- 6. 地域活動支援センターを利用
- 7. その他(

▶問16で「2. 働きたくない、または働きたいが働けない」と答えた方におたずねします

(歯) きたくない、または 働 けない理由は何ですか。 蔄16−2

(性なもの3つまでに0)

- じょう 障がいが重い、または病弱のため
- 2. 高齢のため
- 働くところが見つからないため
- 4. 働くための訓練支援がないため
- 5. 賃金が低いなど労働条件が悪いため
- 6. 自分に合う仕事がないため
- 7. 通勤が困難なため
- 8. 家事・育児・介助・介護があるため
- 9. 職場の人間関係がわずらわしいため
- 10. 仕事をする必要がないため
- 11. 介助がないため
- 12. その他(

じい 問17 あなたが働くためには何が必要ですか。 (主なもの3つまでに0)

- 1. 通勤手段があること
- 2. 障がいに合った仕事であること
- 4. 自宅で仕事ができること
- 5. 障がい者用の設備が整っていること
- 6. 通院休暇や時差出勤の適用など、通院に配慮されていること
- 7. 賃金が妥当であること
- 8. 周囲が障がいに対して理解があること
- 9. 障がいがあっても働ける一般企業が増えること
- 10. 就労のための職業訓練(就労移行支援など)が充実すること
- 11. ジョブコーチ(職場適応援助者)など職場に慣れるまでの支援があること
- 12. 就労継続支援や地域活動支援センターなどの福祉的就労の場がたくさんあること
- 13. 就労のための相談、支援機関が充実すること
- 14. 就労後の定着支援が充実すること
- 15. その他(
- 16. 特にない



)

12ページの「5 趣味・スポーツ、地域活動など」に進んでください。

4-2 日中活動場について(15歳未満(義務教育修了前)の芳)

問18	~いじつ できま で で で で で で で で で で で で で で で で で で
1.	が、
2	しょう ちゅうがっこう つうじょうがっきゅう た
3	しょう ちゅうがっこう とくべつしぇんがっきゅう 小・中学校の特別支援学級 7. どこにも通っていない
4.	とくべつしぇんがっこうしょう ちゅうがくぶ 特別支援学校小 ・中学部
<i>-</i> 10	つうえん つうがく つうしょさき こま おち
問19	つうえか。つうがく つうしょさき こま
1.	ひとりでは通えない また かっこう じゅぎょう
2.	えん かっとう じゅぎょう 園での活動や学校の授業についていけない
3.	トイレなどの設備が障がいに配慮されていない
4.	がっこうない えんない かいじょ しえん じゅうぶん 学校内・園内での介助や支援が十分でない
5.) = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =
	Replace To the State of the S
	のうりょく しょう 能力や障がいの状況にあった支援が十分でない
8.	その他 (
9.	特にない
とい 問20	しょうらい 将来どのような形で仕事に就きたいと思いますか。(<u>1つ</u> にO)
1.	せいしゃいん じょうきんこよう た
	パート・アルバイト 6. わからない
	ハート・アルバイト ^{じえいぎょう} 自営業
4.	
とい 問 21	「「「「「「「」」」
	将来の仕事や、学校を卒業した後の生活のために、学齢期に必要だと思う支援は何ですか。 (主なもの3つまでにO)
4	ですか。(<u>主なもの3つまで</u> に〇) とくせい かだい あう がくしゅうしえん 特性や課題に応じた学習支援
	特性や課題に心した字省文援 Us<ばtriple Upolegia は Us <tri> 職場体験や実習の場などの職業訓練</tri>
2.	
	円滑な人間関係を維持するための訓練
	買い物や移動、福祉サービスの利用方法などに関する訓練
	心身の健康管理
	中間・友人づくり
7.	その他(
8.	わからない

5 趣味、地域活動について

問22 あなたは現在、趣味として、文化・芸術活動(音楽・絵画・工芸)やスポーツ、レクリエーション活動などをしていますか。(1つに〇)

1. している

2. していない

【間22で「2. していない」と回答しただにお聞きします。】

間22-1 その理由は間ですか。 (宝なもの3つまでにO)

- 1. 興味があるものがない
- 2. 障がい者用の設備が整っていない
- 3. 参加の仕方がわからない
- 4. 経済的に余裕がない
- 5. 障がいに配慮された内容ではない
- 6. 新しい場所に行くのが不安

- 7. 一緒に参加する仲間がいない
- 8. 健康状態、障がいの状況のため
- 9. どのような活動があるのかわからない
- 10. 仕事や家事・育児がピレい
- 11. 年齢的に参加するのが難しい
- 12. その値(
- 問23 あなたは、地域での活動(所属団体、サークル、自治会、市で行う行事や活動等)に参加していますか。

(1つに0)

- 1. よく参加する
- 2. 時々参加する
- 3. ほとんど参加しない

)

)

問24 地域での活動に参加する場合、困ることはありますか。 (<u>羊</u>なもの3つまでに〇)

- 1.参加できる行事や活動が少ない
- 2. どんな行事や活動があるかわからない
- 3. 会場までの移動が大変
- 4. 移動やコミュニケーションの支援を行う人がいない
- 5. 活動の内容や会場が障がいに配慮されていない
- 6. 家族の理解が得られない(参加することに反対する)
- 7. 一緒に参加する仲間がいない
- 8. 興味のある活動がない
- 9. その他(

10. 特にない

というできます。 でんご 問25 今後、 やってみたい活動はありますか。 (主なもの3つまでにO)

- 1. 文化・芸術活動(音楽・絵画・工芸)
- 2. スポーツ・レクリエーション活動
- 3. 習い事やサークルなどの活動
- 4. 障がい福祉団体等の活動
- 5. パソコン等を使った活動

- 5 いき ぎょうじ まつ お祭り お祭り
- 7. ボランティア活動など
- 1. ハフンノイア 心野がた
- 8. その他(
- 9. 特にない

がいしゅつ いどうしゅだん 外出・移動手段について

とい 問26 あなたはどれくらい外出しますか。

つうきん つうがく つういんとう がいしゅつ ふく こた 通勤、通学、通院等の外出も含めてお答えください。 (1つに〇)

- 1. ほぼ毎日 5. 年に数回程度 2. 週に3・4回程度 6. その他()
- 3. 週に1回程度 7. まったく外出しない(できない)
 - . 月に1・2回程度 (間26-2へ)

→問26で「1」~「6」と答えた方におたずねします。

- 1. 徒歩 してんしゃ

 7. 本人運転の自動車
- 2. 自転車
 8. 家族運転の自動車
- 3. バイク 9. タクシー
- 4. バス 10. リフト付きタクシー (介護タクシー)
- 5. おさんぽバス 11. 施設や病院等の送迎車
- 6. 電車 12. その他()

ದು 問26で「7.まったく外出しない」と答えた方におたずねします。

問26-2 外出のためには、何が必要ですか。(王なもの3つまでに0)

- 1. 道路の段差解 消や歩道整備
- 2. 建物内へのスロープやエレベーターの設置
- 3. 障がい者用トイレの設置
- 4. 視覚 障 がい者誘導用ブロックの設置
- 5. 音響式信号機の設置
- 6. タクシー代の補助
- 7. 障がい者用駐車場の整備
- 8. バス・電車乗車券の補助
- 9. リフト付き・ノンステップバスの運行
- 10. 外出時の介助者(ガイドヘルパーを含む)
- 11. 外出に関連した情報
- 12. 困った時の手助け
- 13. その他 ()
- 14. 特にない

7 悩み・相談ごとなどについて

覧27 あなたは相談にのってもらっている人がいますか。(1つに○)

- 1. いる
- 2. いない

- ⇒ 間27-3へ
- 3. 悩みや相談したいことはない ⇒ 問30へ

という ▶問27で「1. いる」と答えた方におたずねします。

問27-1 あなたが主に相談にのってもらっている人や機関をお答えください。 (主なもの3つまでにO)

- 1. 行政機関(市役所、警察、消防等)
- 2. 福祉サービスを提供している事業者や福祉施設(障がい福祉サービス事業所、 介護保険事業所、ケアマネジャー等)
- 3. 医療機関(医師、歯科医師、薬剤師等)
- 4. 教育機関(学校等)
- きかんそうだんしぇん 5. 基幹相談支援センター
- 6. 地域包括支援センター(ともづな)
- 7. 障がい者相談支援事業所等
- 8. 社会福祉協議会
- 9. 障がい者団体
- 10. 民生委員 児童委員※
- 11. 身体障害者相談員・知的障害者相談員※2
- カラマ 12. 家族
- 13. 友人・知人
- 14. その他(

)

- ※1 地域社会の節で、社会奉仕の精神をもって、障がいを持つ覧をはじめ、予どもから高齢者までの福祉のよき相談相手としてきめ締かな指導・莇管にあたっています。 (お近くの関生委員の進絡発などは、市役所社会福祉課配351-1111へ)
- ※2 算体障がい著ご某人や、免債障がい著の教育経験がある汚など、簡じ笠場の人が、生活 上のさまざまな相談に応じ、公債機関などとのパイプ後になります。 (連絡先は、障がい福祉ガイドブックや、市役所障がい事業課に712-6397へ)
- ▶次ページの問27-2へ

こ。 問27-1で「1」~「11」と答えた方におたすねします。

問27-2 相談することで、あなたの悩みは解決しましたか。(1つに0)

- 1. 解決した
- 3. あまり解決しなかった 5. どちらともいえない
- 2. やや解決した 4. 解決しなかった

問27で「2. いない」と答えた方におたずねします。

問27-3 その運由は何ですか。(1つに〇)

- 1. どこに相談したら良いかわからない
- 2. 近所に相談できる場や人がいない
- 3. 気軽に相談できる場や人がいない
- 4. 夜間・休日に相談できる場や人がいない
- せんもんてき そうだんまとぐち ふそく 5. 専門的な相談窓口が不足している
- 6. コミュニケーションの支援(手話、要約筆記等)が十分でない
- 7. その他(

という けんざい 問28 現在、あなたの悩んでいることは何ですか。 (あてはまるものすべてにO)

- 1. 障がいのこと
- 2. 障がい福祉サービスのこと
- 3. 健康・病気・治療のこと
- 4. 年金や生活費や金銭管理のこと
- 5. 自分の介助・介護のこと
- 6. 家族の介助・介護のこと
- 7. 家事(炊事・掃除・洗濯)のこと
- 8. 住まいのこと
- 9. 外出・移動のこと
- 10. 就学・進学のこと

- 11. 仕事や就職のこと
- 12. 防犯・災害時のこと
- 13. 普段の話し相手がいないこと
- 14. 家族のこと
- 15. 異性・恋愛・結婚のこと
- 16. 人間関係のこと
- 17. 将来のこと
- 18. その他(
- 19. 悩んでいることはない

問29 普段、情報はどのように収集していますか。 (空なもの3つまでにO)

- 1. テレビ・ラジオ
- 3. 浦安市のホームページ、インターネット 9. 相談事業所職員、ヘルパー等
- 4. 動画配信サイト(YouTube等)
- 5. 電子メール
- 6. SNS(ツイッター、フェイスブック等) 12. その他(

- 7. 浦安市の広報紙(広報うらやす)
- 2. 新聞・雑誌・フリーペーパー 8. 市の窓口、市・学校等からのお知らせ

 - 10. 民生委員・児童委員、地域の集まり
 - 11. 医療機関
 -)
 - 13. 特に入手する手段がない

8 災害時の備えについて

とい	さいがい	じしん すいがい	そな じゅんび	
問30	災害	(地震や水害など)に備えて準備をしていますか。	(1つに0)

- 1. 準備をしている
- 2. 準備をしていない
- 3. 準備をすることができない

▶ 問30で「3. 準備をすることができない」**と答えた**方におたずねします。

- 1. 何を準備すればいいかわからない
- 2. 忙しくて時間がない
- 3. 金銭的な余裕がない
- 4. その他(

問30 学地震などの災害が発生した場合、菌ることや学安なことはありますか。 (あてはまるものすべてにO)

- 1. 災害の発生や被災状況を知る咒法
- 2. 遊くに動けてくれる人がいない
- 3. 薬や医療弱ケア (人工呼吸器や吸引器) が受けられるかどうか
- 4. 首宅で避難していたいが水や食料が入事できるか不安
- 5. 避難所に避難したいが一人では避難できない
- 6. 避難所の設備や、必要な支援が受けられるか
- 7. 避難所で他の人と一緒に過ごすこと
- 8. その他 (
- 9. 特にない

しょう しゃさべつ かん ほうりつおよ じょうれい 障がい者差別に関する法律及び条例について

とい 問31 あなたは、国が定めた 障 害者差別解 消法について知っていますか。(1つに〇)

1. 内容を知っている

- 3. まったく知らない
- 2. 名前は知っているが内容は知らない。

では、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に じんがく こせい そんちょう あ 人格と個性を尊重し合いながら共生するやさしい社会の実現に向け、「障がいを

あなたは、この条例について知っていますか。(1つに〇)

1. 内容を知っている

- 3. まったく知らない
- 2. 名前は知っているが内容は知らない
- さい うらやすし しょう じゅぎゃくたい しょう じゅう さべつ かん そうだん つうほう う じゅう 間33 浦安市では、障がい者虐待や障がいを理由とする差別に関する相談や通報を受ける ため「障がい者権利擁護センター」を設置しました。

あなたは、「障がい者権利擁護センター」について知っていたり、利用したことがあ りますか。(1つに〇)

- 1. 知っているが、利用したことはない
- 3. まったく知らない

- 2. 利用したことがある
- あなたは過去3年間の間に障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたこ
 - 1. よくある

3. ほとんどない

2. 時々ある

4. まったくない

問35 で「1. よくある」と「2. 時々ある」と答えた方におたずねします。

問35-1 あなたは、どのようなときに、障がいを埋由に差別されていると懲じることが ありますか。(あてはまるものすべてに〇)

- 1. 公共施設や交通機関を利用するとき 5. 仕事を探すとき

- 2. 職場や学校にいるとき
- 6. 住む家を探すとき

)

3. お店を利用するとき

7. その他(

4. 病院を利用するとき

8. 特にない

間36 障がいのある人への市民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。 (主なもの3つまでにO)

- 2. 障がいのある人もない人も共に参加するイベントを開催する
- 3. 障がいに関する講演会や学習会などを開催する
- 4. 企業が 積極的 に福祉活動に 携 わる
- 5. マスコミを通じて障がいのある人の生活をもっとよく知ってもらう
- 6. 市の広報紙等で障がいや障がいのある人への理解を呼びかける
- 7. 障がいのある人が積極的に社会に進出する
- 8. その他 (
- 9. わからない
- 10. 理解を深める必要はない

10 福祉施策について

問37 (仮称) 東野地区複合福祉施設整備計画を知っていますか。(1つに〇)

1. 知っている 2. 聞いたことがあるが、内容はよく知らない 3. まったく知らない

(仮称) 東野地区複合福祉施設とは

浦安市では、東野地区を市の福祉施策の要となる「福祉ゾーン」と位置づけ、複数の福祉的機能を集約した、(仮称)東野地区複合福祉施設の整備計画を進めています。

この施設は、障がいのある方が利用する事業所や子育て短期支援事業所、障がい福祉団体や地域住民団体が利用できる地域福祉センターなどの機能を有しており、令和2年10月に全体オープンの予定です。

オープン後は、基幹相談支援センターと連携し、市の地域生活支援拠点の中核機能を担います。

でいってんご ひがしのちくぶくごうぶくししせつ きたい きのう 問38 今後、(仮称)東野地区複合福祉施設に期待する機能は何ですか(主なもの3つまでに0)

- 1. 相談支援機能の充実
- 2. 緊急時の受け入れ・対応
- 3. グループホーム等、体験の機会・場の提供
- 4. 専門的人材の確保・養成

5. 地域の体制づくり

)

)

- 6. その他(
- 7. 特にない

問39 (仮称) 東野地区複合福祉施設の愛称を募集しています。皆様に親しまれ、長く愛される施設になるような愛称がありましたら、ご自由にお書きください。

(例:浦安市障がい者福祉センター 愛称「きらりあ」)

愛称は、広報うらやすや市ホームページでも募集したうえで、決定します。

というしゃくしょなど 問40 市役所等での申請手続きに負担、不満を感じていますか(1つに〇)

- 1. 感じている。
- 3. あまり^がじていない 5. どちらともいえない

- 2. やや感じている
- 4. 感じていない

間35で「1. $\stackrel{\circ}{\mathbb{R}}$ じている」と「2. やや $\stackrel{\circ}{\mathbb{R}}$ じている」と答えた $\stackrel{\circ}{\mathbb{R}}$ におたずねします。

どのような点に負担、不満を感じますか(1つに〇)

- 1. 申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい
- 2. 提出書類の作成に時間がかかる
- 3. 同じような書類を複数の組織・窓口に提出しなければならない
- 4. 添付書類が多く用意が大変
- 5. 電子化の対応が不十分
- 6. 手続に要する期間が長い
- 7. 手続の流れが分かりにくい
- 8. その他(

きぼう ようぼう **希望・要望** 11

というちゃすし しょう 問41 浦安市は障がいのある人が暮らしやすい街だと感じますか。(1つに〇)

- 1. 暮らしやすいと感じている。
- 4. 暮らしやすいとは感じていない
- 2. やや暮らしやすいと感じている
- 5. どちらともいえない
- 3. あまり暮らしやすいとは感じていない

問42 あなたが暮らしやすくなるために、充実してほしいことは何ですか。 (主なもの3つまでにO)

1. 市民に対する啓発の推進	しゅうがくごりょういく きょういく じゅうじつ 14. 就学後療育・教育の充実
2. ボランティア活動の支援	しゅうがく しんろしどう じゅうじつ 15. 就学・進路指導の充実
3.交流機会の拡充	こうりゅうきょういく すいしん 16. 交流教育の推進
そうだんしぇんだいせい じゅうじつ 4.相談支援体制が充実すること	17. 障がい者雇用の推進
しょうほうていきょうたいせい 5. 情報提供体制	3くしてきしゅうろう そくしん 18. 福祉的就労の促進
る。在宅福祉サービスの充実	19. 就労支援体制の充実
たっちゅうかつどう じゅうじつ 7.日中活動の充実	20. 歩道空間・建築物の整備
す じゅうじつ 8.住まいの場の充実	10 とう こうつうしゅだん せいび 21. 移動・交通手段の整備
り、生活安定への支援	22. 防災・防犯体制の充実
10. 障がいの早期発見・早期対応等の促進	23. 権利擁護施策の充実
しきょう しゅうじつ 11. リハビリテーション事業の充実	24. 余暇活動の促進
12. 保健・医療サービスの充実	25. 自主的活動の促進
13. 就学前療育・教育の充実	26. その他 ()

問43 その他、ご意見やご要望、生活の中で困っていることなど、市に伝えたいことがありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました